

第5章（各論）

第2次一括法（文部科学省・国土交通省関係）

権 奇法

【文部科学省関係】

1. はじめに

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）は、地域主権戦略大綱(H22.6.22 閣議決定)を踏まえ、関係法律（188 法律）の整備を行うものである。そのうち、文部科学省に係る法律は少なく、「義務付け・枠付けの見直し」のうち、「施設・公物設置管理の基準」の見直しに関する、4 法律（社会教育法、図書館法、博物館法、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律）の改正が行われている。

以下では、文部科学省に関わる改正の背景や経緯、国会における審議、改正内容について概観する。

2. 改正の背景と経緯

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大は、基本的に地方分権改革推進委員会第3次勧告と平成21年12月15日閣議決定「地方分権改革推進計画」に立脚している点は第一次一括法と同様である。但し、地方分権改革推進計画の策定後も、第3次勧告で示された見直し対象のうち、当該計画策定の際に見直しの対象とされたもの以外の義務付け・枠付けについても議論を重ね、平成22年6月22日「地域主権戦略大綱」を閣議決定した（第2次見直し）。第2次一括法案は、この第2次見直しの事項のうち、法律の改正により措置すべき事項に関する一括法案としてを平成23年3月11日閣議決定され、4月5日に通常国会に提出されたものである。

平成22年6月22日閣議決定「地域主権戦略大綱」

【別紙1】義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置（第2次見直し）

1 施設・公物設置管理の基準の見直し

[文部科学省]

(3) 学校教育法（昭22 法26）

・専修学校の設置基準等については、地方公共団体からの具体的な要望等を確認し、支障がない場合には、当該部分について、基準自体の見直し又は基準の条例委任を行う。

(4) 社会教育法（昭24 法207）

・公民館運営審議会の委員の委嘱にあたり満たすべき基準（30 条1 項）を、条例（制定主体は市町村）に委任する。
条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

(5) 図書館法（昭25 法118）

・図書館協議会の委員の任命にあたり満たすべき基準（15 条）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。
条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

(6) 博物館法（昭26 法285）

・博物館協議会の委員の任命にあたり満たすべき基準（21 条）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。
条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

(7) 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭36 法188)

・公立高等学校の生徒の収容定員の基準(5条)は、廃止する。

2 協議、同意、許可・認可・承認の見直し

該当なし

3 計画等の策定及びその手続の見直し

該当なし

【別紙2】基礎自治体への権限移譲の具体的措置

3 広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、都道府県から中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成23年度以降、結論が得られたものから順次実施するもの

[文部科学省]

○市町村立学校職員の給与等の負担、教職員定数の決定、県費負担教職員の任命権*、学級編制基準の決定(市町村立学校職員給与負担法(昭23 法135)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31 法162)、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭33 法116))

*県費負担教職員の任命権については、条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律55 条1項)による移譲が可能である旨を明らかにしたところである。

3. 国会における審議

(1) 経過

議案件名：「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」

| | |
|--------------------|---------------|
| 衆議院付託年月日／衆議院付託委員会 | 平成23年1月24日／総務 |
| 衆議院審査終了年月日／衆議院審査結果 | 平成23年4月21日／修正 |
| 衆議院審議終了年月日／衆議院審議結果 | 平成23年4月22日／修正 |
| 参議院議案受理年月日 | 平成23年4月22日 |
| 参議院付託年月日／参議院付託委員会 | 平成23年4月25日／総務 |
| 参議院審査終了年月日／参議院審査結果 | 平成23年4月28日／可決 |
| 参議院審議終了年月日／参議院審議結果 | 平成23年4月28日／可決 |
| 公布年月日／法律番号 | 平成23年5月2日／37 |

(2) 審議の内相

・衆議院総務委員会 第25号 平成23年8月2日

片山国務大臣による「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」の提案理由及び内容の概要説明

地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにするという住民主体の発想に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に向けて取り組むことが求められております。

本法案は、昨年六月に閣議決定しました地域主権戦略大綱を踏まえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総

合的に推進するため、都道府県の権限の市町村への移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務づけを規定している関係法律を改正する等、所要の措置を講ずるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、住民に最も身近な行政主体である市町村が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、都道府県の権限を市町村へ移譲することとし、関連法律の改正を行うこととしております。

第二に、地方公共団体の自主性及び自立性を高めるため、地方公共団体に対する義務づけを見直すこととし、地域主権戦略大綱において示された項目その他所要の事項について、関連法律の改正を行うこととしております。

このほか、施行期日及びこの法律の施行に関し必要な経過措置について規定するとともに、関係法律について必要な規定の整備を行うこととしております。

・衆議院総務委員会 第26号 平成23年8月9日

文部科学省関連の質疑はなかった。

・衆議院総務委員会 第27号 平成23年8月11日

文部科学省関連の質疑はなく、賛成多数で原案どおりに可決

古賀敬章君外二名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出され、可決

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

一 施設・公物設置管理に係る国の条例制定基準の設定に当たっては、地方公共団体が裁量を発揮できるよう配慮しつつ、現在行われている施設・公物設置管理の水準の維持・向上に資するように努めるものとし、必要に応じ、運用の実態について検証を行うこと。

二 地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直しによる事前届出制の導入に当たっては、現下の欧米における国債や地方債を巡る厳しい情勢を十分に踏まえ、いやしくも金融市場の混乱を招くことのないよう、慎重な配慮を行うこと。特に、リスク・ウェイトを零とする現行の地方債の取扱いを堅持するとともに、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。

三 地方公共団体の国等への寄附の原則禁止の見直しに当たっては、国等が地方の寄附等を前提とする不適切な施策展開を図ることや地方公共団体間の競争をいたずらにあおることがないよう、各府省等の遵守を継続的に監視するための措置を含む十分な担保措置を講ずるとともに、地方公共団体が不適切と考える国等からの寄附に関する行為に係る相談窓口を設けるなど、国と地方の財政秩序を乱す事態が発生しないよう万全を期すること。

四 基礎自治体への権限移譲については、これに伴い必要となる財政措置を的確に講ずること。

五 基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、国の出先機関の見直し、地方税財源の充実確保等の諸課題については、国と地方の協議の場の積極的な活用による国と地方の合意形成に努め、引き続き強力な推進を図ること。

特に、国の出先機関の見直しについては、国と地方の役割分担の観点から早急に国の事務・権限の見直しを進め、これを地方公共団体に移譲する場合には、地方の財源・人員の確保等に十分配慮して移譲を行うこととするとともに、これを引き続き出先機関を通じて行う場合にも、可能な限り、各府省の縦割りにとらわれることなく総合的に実施する体制の整備に努めること。

・衆議院本会議 第38号 平成23年8月11日

原口一博総務委員長の報告及び趣旨弁明の後、賛成多数で可決された。

・177-参-総務委員会-23号 平成23年08月25日

・177-参-総務委員会-24号 平成23年08月26日

賛成多数で原案通りに可決

民主党・新緑風会、自由民主党、公明党、みんなの党、たちあがれ日本・新党改革及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案による附帯決議案が提出され、可決

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、施設・公物設置管理に係る国の条例制定基準の設定に当たっては、地方公共団体が裁量を発揮できるよう配慮しつつ、現在行われている施設・公物設置管理の水準の維持・向上に資するように努めるものとし、必要に応じ、運用の実態について検証を行うこと。

二、地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直しによる事前届出制の導入に当たっては、現下の欧米における国債や地方債を巡る厳しい情勢を十分に踏まえ、いやしくも金融市場の混乱を招くことのないよう、慎重な配慮を行うこと。特に、リスク・ウェイトを零とする現行の地方債の取扱いを堅持するとともに、引き続き、市場関係者等に対して、本改正の内容について十分な説明を行うこと。また、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。

三、地方公共団体の国等への寄附の原則禁止の見直しに当たっては、国等が地方公共団体の寄附等を前提とする不適切な施策展開を図ることや地方公共団体間の競争をいたずらにあおることがないよう、各府省等の行為を継続的に監視するための立法措置を含む十分な担保措置を講ずること。また、地方公共団体が不適切と考える国等からの寄附に関する行為に係る相談窓口を設けるなど、国と地方の財政秩序を乱す事態が発生しないよう万全を期すること。

四、基礎自治体への権限移譲については、これに伴い必要となる財政措置を的確に講ずるとともに、都道府県による市町村に対する情報提供や人材育成等を支援すること。

五、基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、国の出先機関の見直し、地方税財源の充実確保等の諸課題については、国と地方の協議の場の積極的な活用による国と地方の合意形成に努め、引き続き強力な推進を図ること。

特に、国の出先機関の見直しについては、地方の意見・要望を踏まえつつ、国と地方の役割分担の観点から早急に国の事務・権限の見直しを進め、地方公共団体に移譲する場合には、地方の財源・人員の確保等に十分配慮するとともに、引き続き国の出先機関を通じて行う場合にも、可能な限り、各府省の縦割りにとらわれることなく総合的に実施する体制の整備に努めること。

・参議院本会議

藤末健三総務委員長の審査の経過と結果報告のあと、採決が行われ、賛成多数で可決された。

4. 文部科学省関連 2 次一括法の内容

(1) 義務付け・枠付けの見直し

①施設・公物設置管理の基準

・社会教育法

公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めることとし、文部科学省令で定める基準を参酌基準とした。(31 条 1 項)

・図書館法

図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めることとし、文部科学省令で定める基準を参酌基準とした。(15 条)

・博物館法

博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めることとし、文部科学省令で定める基準を参酌基準とした。(21 条)

・公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律

生徒の収容定員の下限に関する基準を廃止した。(5 条)

②協議、同意、許可・認可・承認の見直し

該当なし

③計画等の策定及びその手続

該当なし

(2) 基礎自治体への権限移譲

該当なし

5. 文部科学省関連 2 次一括法に係る政省令の整備状況

| 法律名 | 条項 | 条例委任事項と政省令等の整備状況 | 国の基準 | 条例制定主体 |
|-------|----------|---|------|--------------|
| 社会教育法 | 30 条 1 項 | 公民館運営審議会の委員の委嘱にあたり満たすべき基準を条例委任 公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令 (2011/12/1 公布) | 参酌 | 市町村 |
| 図書館法 | 15 条 | 図書館協議会の委員の任命にあたり満たすべき基準を条例委任 図書館法施行規則 (2011/12/1 公布) | 参酌 | 都道府県、 市町村 |
| 博物館法 | 21 条 | 博物館協議会の委員の任命にあたり満たすべき基準を条例委任 博物館法施行規則 (2011/12/1 公布) | 参酌 | 都道府県、 市町村 |

6. コメント

文部科学省に関わる 2 次一括法は、施設・公物設置管理の基準の見直しに関するものであった。そし

て、地域主権戦略大綱に掲げる事項のうち、文部科学省関連は全て改正が行われ、関係する政省令の整備もすでに終わっている。ただし、学校教育法（昭 22 法 26）に係る「専修学校の設置基準等については、地方公共団体からの具体的な要望等を確認し、支障がない場合には、当該部分について、基準自体の見直し又は基準の条例委任を行う。」の部分は、「学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令(平成 24 年文部科学省令第 14 号)」(平成 24 年 3 月 30 日に公布、平成 24 年 4 月 1 日施行)で対応している。

なお、文部科学省に係る基礎自治体への権限移譲に関しては、市町村立学校職員の給与等の負担、教職員定数の決定、県費負担教職員の任命権、学級編制基準の決定（市町村立学校職員給与負担法（昭 23 法 135））、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭 31 法 162）、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭 33 法 116））について、「広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、都道府県から中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成 23 年度以降、結論が得られたものから順次実施するもの」（地域主権戦略大綱【別紙 2】基礎自治体への権限移譲の具体的措置）としていることから、今後の見直しが予想される場所である。

【国土交通省関係】

1. はじめに

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）は、地域主権戦略大綱(H22.6.22閣議決定)を踏まえ、関係法律（188法律）の整備を行うものである。そのうち、国土交通省に関わる法律は70法律に及び、改正の内容も多岐にわたっている。改正の内容は、平成22年6月22日「地域主権戦略大綱」に立脚し、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大と基礎自治体への権限委譲が主な内容である。

以下では、国土交通省に関わる改正の背景や経緯、国会における審議、改正内容について概観する。

2. 改正の背景と経緯

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大は、基本的に地方分権改革推進委員会第3次勧告と平成21年12月15日閣議決定「地方分権改革推進計画」に立脚している点は第1次一括法と同様である。但し、地方分権改革推進計画の策定後も、第3次勧告で示された見直し対象のうち、当該計画策定の際に見直しの対象とされたもの以外の義務付け・枠付けについても議論を重ね、平成22年6月22日「地域主権戦略大綱」を閣議決定した（第2次見直し）。第2次一括法案は、この第2次見直しの事項のうち、法律の改正により措置すべき事項に関する一括法案として平成23年3月11日閣議決定され、4月5日に通常国会に提出されたものである。

平成22年6月22日閣議決定「地域主権戦略大綱」

【別紙1】義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置（第2次見直し）

1 施設・公物設置管理の基準の見直し

〔国土交通省〕

（17）公営住宅法（昭26 法193）

・公営住宅の計画的な整備に関する基準（6条）は、廃止する。

（18）道路法（昭27 法180）

・都道府県又は市町村が道路管理者である場合の自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金、駐車することができる時間以外の自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関し必要な事項に係る標識の表示基準（24条の3）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準を定める場合には、「参酌すべき基準」とする。

・都道府県又は市町村が道路管理者である場合の橋等主要な工作物の新設又は改築に当たっての構造の安全性の確認に関する規定（30条3項）は、廃止する。

・都道府県又は市町村が道路管理者である道路に設ける車両の制限に係る道路標識の設置場所について個別具体的に定めるために条例を制定することが許容されていることを、地方公共団体へ周知を図る（47条の4第2項）。

・都道府県又は市町村が道路管理者である自動車専用道路と道路等の交差の方式を立体交差の方式としなくてもよい場合について、当該道路等の交通量が少ない場合、地形上やむを得ない場合以外の基準（48条の3）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準を定める場合には、「参酌すべき基準」とする。

・都道府県又は市町村が道路管理者である自動車専用道路と連結することができる施設について、道路等（48条の4第1号）、便利施設等（48条の4第2号）及び連結通路等（48条の4第3号）以外の基準を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準を定める場合には、「参酌すべき基準」とする。

・都道府県又は市町村が道路管理者である道路に設ける通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識の設置場所で、自動車専用道路の入口以外の場所について個別具体的に定めるために条例を制定することが許容されていることを、地方公共団体へ周知を図る（48条の11第2項）。

・都道府県又は市町村が道路管理者である道路に設ける通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識の設置場所で、自転車専用道路等の入口以外の場所について個別具体的に定めるために条例を制定することが許容されていることを、地方公共団体へ周知を図る（48条の15第4項）。

（19）都市公園法（昭31法79）

・都市公園の設置基準（3条1項及び2項）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

・地方公共団体の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積割合に関する基準（4条1項）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定に関する国の基準の類型については、地方公共団体からの要望等を確認し、法改正までに結論を得る。

（20）駐車場法（昭32法106）

・路上駐車場管理者の路上駐車場の駐車料金その他路上駐車場の利用について必要な事項に係る標識の表示に関する基準（8条2項）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

（21）下水道法（昭33法79）

・公共下水道の構造の技術上の基準（7条）について、雨水吐及び水処理施設の構造に関する基準（下水道法施行令5条の5第6号、5条の6第1項2号及び3号）を除き、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

・終末処理場の維持管理に関する基準（21条2項）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

・都市下水路の維持管理に関する基準（28条2項）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

（22）密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平9法49）

・延焼等危険賃貸住宅の代替住宅である公営住宅及び特定公共賃貸住宅の入居に関する基準（20条1項、21条1項）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準は、公営住宅法及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の入居者資格の特例について定めることとし、これを「参酌すべき基準」とする。

なお、市町村借上住宅の入居に関する基準（22条1項）については、現行でも市町村の裁量により決定することができるものである。

（23）マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平14法78）

・賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅の入居に関する基準（118条1項、119条1項、120条1項）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準は、公営住宅法、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び高齢者の居住の安定確保に関する法律の入居者資格の特例について定めることとし、これを「参酌すべき基準」とする。

なお、市町村借上住宅の入居に関する基準（121 条 1 項）については、現行でも市町村の裁量により決定することができるものである。

（24）特定都市河川浸水被害対策法（平15 法77）

・技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識の表示に関する基準（17条 3 項）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市、中核市及び特例市）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

・保全調整池が存する旨を表示した標識の表示に関する基準（24 条 1 項）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市、中核市及び特例市）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

（25）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平18 法91）

・都道府県又は市町村が道路管理者である場合の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（10 条 1 項及び 2 項）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

・地方公共団体が公園管理者である場合の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（13 条 1 項から 3 項）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

2 協議、同意、許可・認可・承認の見直し

〔国土交通省〕

（21）水害予防組合法（明41 法50）

・水害予防組合の書記、技術員及びその他の常勤職員の中から組合の会計事務を掌る者を定める場合における都道府県知事の認可（34 条 3 項）は、事後報告・届出・通知とする。

・水害予防組合の組合規約の設定改正等に係る都道府県知事の許可（78 条）は、事後報告・届出・通知とする。

（22）水防法（昭24 法193）

・指定水防管理団体の水防計画の策定又は変更に係る都道府県知事への協議（32 条 2 項）は、事後報告・届出・通知とする。

（23）道路法（昭27 法180）

・都道府県又は市町村が道路管理者である都道府県道又は市町村道について、橋の通行者又は渡船施設の利用者からの料金の徴収に係る国土交通大臣の許可（25 条 1 項）は、事後報告・届出・通知とする。

・25 条 3 項 5 号又は 6 号に掲げる事項を変更しようとする場合における国土交通大臣の許可（同条 5 項）及び同条 3 項 1 号又は 7 号に掲げる事項を変更しようとする場合（同項 5 号又は 6 号に掲げる事項を併せて変更しようとする場合を除く。）における国土交通大臣への協議（同条 5 項）は、事後報告・届出・通知とする。

（24）道路整備特別措置法（昭31 法7）

・都道府県道又は市町村道の道路管理者が、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収する場合における国土交通大臣の許可（18 条 1 項）は、事後報告・届出・通知とする。

・路線名及び工事の区間、料金又は料金の徴収期間（18 条 2 項 1 号、5 号又は 6 号）を変更しようとする場合における国

国土交通大臣の許可（同条4項）並びに工事方法及び工事予算（同条2項2号）を変更しようとする場合（同項1号、5号又は6号に掲げる事項を併せて変更しようとする場合を除く。）における国土交通大臣への協議（同条4項）は、事後報告・届出・通知とする。

・都道府県道又は市町村道の道路管理者が、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収する二以上の道路を一の道路として料金を徴収する場合における国土交通大臣の許可（19条1項）は、事後報告・届出・通知とする。

・料金又は料金の徴収期間（19条2項2号又は3号）を変更しようとする場合における国土交通大臣の許可（同条4項）は、事後報告・届出・通知とする。

・料金を徴収する道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとする場合における国土交通大臣への同意を要する協議（21条4項）は、事後報告・届出・通知とする。

（25）空港法（昭31法80）

・空港管理者の空港供用規程の策定又は変更に係る国土交通大臣の認可（12条2項）は、事後報告・届出・通知とする。また、空港供用規程の認可の基準の規程を、空港供用規程が本来満たすべき内容に係る規程に置き換えるとともに、地方管理空港以外の空港の空港管理者に対して是正措置を規定する。

（26）地すべり等防止法（昭33法30）（農林水産省と共管）

・市町村の関連事業計画の作成又は変更に係る都道府県知事への協議（24条3項）は、廃止する。

（27）地方住宅供給公社法（昭40法124）

・地方公共団体が地方住宅供給公社に出資しようとする場合における総務大臣への協議（4条3項）は、廃止する。

・地方住宅供給公社の設立団体の長が地方住宅供給公社の事業計画及び資金計画を承認しようとする場合における国土交通大臣への協議（27条2項）は、廃止する。

（28）首都圏近郊緑地保全法（昭41法101）

・管理協定に管理協定区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項を定める場合における地方公共団体の都県知事（当該土地が指定都市の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市の長）への協議（8条4項）は、事前報告・届出・通知とする。

・都県の緑地保全計画の策定又は変更に係る国土交通大臣への同意を要する協議（15条2項）は、地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえて見直す。具体的な見直し措置の内容については、法改正までに結論を得る。

（29）流通業務市街地の整備に関する法律（昭41法110）

・都道府県知事の基本方針の策定に係る主務大臣への協議（3条の2第6項）は、廃止する。

（30）近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭42法103）

・関係府県知事の保全区域整備計画の策定に係る国土交通大臣への同意を要する協議（3条1項）に関し、当該計画の内容のうち、文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に関連して必要とされる道路、公園その他の政令で定める施設の整備に関する事項（4条3号）に係る国土交通大臣への同意を要する協議は、事後報告・届出・通知とし、保全区域の整備の基本構想（同条1号）及び土地の利用に関する事項（同条2号）に係る国土交通大臣への同意を要する協議は、廃止する。

・管理協定に管理協定区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項を定める場合における地方公共団体の府県知事（当該土地が指定都市の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市の長）への協議（9条4項）は、事前報告・届出・通知とする。

・府県の緑地保全計画の策定又は変更に係る国土交通大臣への同意を要する協議（16条2項）は、地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえて見直す。具体的な見直し措置の内容については、法改正までに結論を得る。

(31) 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭42 法110)

・地方公共団体が独立行政法人空港周辺整備機構に出資しようとする場合における総務大臣への協議(22 条4 項)は、廃止する。

・都道府県知事の空港周辺整備計画の策定に係る関係行政機関の長への協議(40 条2 項)は、廃止する。

(32) 都市再開発法(昭44 法38)

・地方公共団体の特定建築者の決定に係る国土交通大臣又は都道府県知事の承認(99 条の3 第3 項)は、廃止する。

・施設建築物及び施設建築敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項を定める管理規約の策定に係る地方公共団体の国土交通大臣又は都道府県知事への同意を要する協議(133 条1 項)は、廃止する。

(33) 筑波研究学園都市建設法(昭45 法73)

・茨城県知事の周辺開発地区整備計画の作成に係る国土交通大臣への協議(8 条1 項)に関し、当該計画の内容のうち、公共施設及び公益的施設の整備に関する事項(7 条1 項2 号)及び農業の近代化のための施設の整備に関する事項(7 条1 項3 号)に係る国土交通大臣への協議は、事後報告・届出・通知とし、人口の規模及び土地の利用に関する事項(7 条1 項1 号)に係る国土交通大臣への協議は、廃止する。

(34) 地方道路公社法(昭45 法82)

・地方公共団体が地方道路公社に出資しようとする場合における総務大臣への協議(4 条3 項)は、廃止する。

(35) 日本下水道事業団法(昭47 法41)

・地方公共団体が日本下水道事業団に出資しようとする場合における総務大臣への協議(4 条5 項)は、廃止する。

(36) 新都市基盤整備法(昭47 法86)

・市町村の実施計画の策定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(49 条1 項)は、事後報告・届出・通知とする。

(37) 都市緑地法(昭48 法72)

・基本計画に特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項を定める場合における市町村の都道府県知事への同意を要する協議(4 条6 項)に関し、当該事項の内容のうち、土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項、管理協定に基づく緑地の管理に関する事項及びその他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項(同条2 項3 号ロ(2)から(4))に係る都道府県知事への同意を要する協議は、地方分権改革推進委員会の第3 次勧告を踏まえて見直す。具体的な見直し措置の内容については、法改正までに結論を得る。

・首都圏近郊緑地保全区域及び近畿圏近郊緑地保全区域(緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く)により制限を受ける区域内の土地について締結する市民緑地契約に市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項を定める場合における地方公共団体の都道府県知事(当該土地が指定都市の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市の長)への協議(55 条5 項)は、事前報告・届出・通知とする。

(38) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭50 法67)

・施設住宅及びその敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項を定める管理規約の策定に係る市町村の都道府県知事への同意を要する協議(100 条1 項)は、廃止する。

(39) 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭53 法26)

・都道府県知事の航空機騒音対策基本方針の策定に係る国土交通大臣への同意を要する協議(3 条6 項)に関し、当該方針の内容のうち、航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な施設、生活環境施設、産業基盤施設その他の施設であって政令で定めるものの整備に関する基本的事項(同条2 項3 号)に係る国土交通大臣への同意を要する協議は、事後報告・届出・通知とする。

(40) 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭55 法34)

・指定都市、中核市又は特例市が沿道整備権利移転等促進計画を定めようとする場合において、幹線道路の沿道の整備に関する法律2条2号に規定する土地の全部又は一部が市街化調整区域内にあり、かつ、権利の移転等が行われた後において、都市計画法29条1項又は同法43条1項の規定による許可を要する行為が行われることとなるときの当該沿道整備権利移転等促進計画についての都道府県知事への同意を要する協議(10条の2第4項)は廃止する。

(41) 広域臨海環境整備センター法(昭56 法76)(環境省と共管)

・その区域の全部又は一部が広域処理対象区域内にある地方公共団体又は広域処理場整備対象港湾の港湾管理者が広域臨海環境整備センターに出資しようとする場合における総務大臣への協議(5条2項)は、廃止する。

(42) 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平4 法88)(総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省と共管)

・都道府県の基本計画の策定又は変更に係る主務大臣への協議(4条4項)は、地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえて見直す。具体的な見直し措置の内容については、法改正までに結論を得る。

(43) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平7 法123)

・都道府県が都道府県耐震改修促進計画に地方住宅供給公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとする場合における当該地方住宅供給公社の設立団体の長の同意(5条4項)は、廃止する。

(44) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平9 法49)

・延焼等危険建築物を除却すべきことの勧告をしようとする場合における市町村長の関係都道府県知事への協議及び都道府県知事の関係市町村長への協議(13条2項)は、廃止する。

・地方公共団体の特定建築者の決定に係る国土交通大臣又は都道府県知事の承認(236条3項)は、廃止する。

・地方公共団体の防災施設建築物及び防災施設建築敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項を定める管理規約の策定に係る国土交通大臣又は都道府県知事への同意を要する協議(277条1項)は、廃止する。

・建築主事を置かない市町村の市町村長がその他避難経路の整備又は管理に関する事項に建築物に係る事項を定めた避難経路協定を認可する場合における都道府県知事への同意を要する協議(291条2項)は、廃止する。

(45) 中心市街地の活性化に関する法律(平10 法92)(内閣官房、内閣府、総務省、農林水産省、経済産業省と共管)

・市町村が基本計画に地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項を定めようとする場合における当該地方住宅供給公社の設立団体の長の同意(9条5項)は、廃止する。

(46) マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平14 法78)

・市町村長のマンションの建替えに関する勧告に係る都道府県知事への協議(102条3項)は、廃止する。

(47) 景観法(平16 法110)

・市の準景観地区の指定に係る都道府県知事への同意を要する協議(74条4項)は、同意を要しない協議とする。

・建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準を定めた景観協定を建築主事を置かない市町村である景観行政団体の長が認可しようとする場合における都道府県知事への同意を要する協議(83条2項)は、同意を要しない協議とする。

(48) 都市鉄道等利便増進法(平17 法41)

・都道府県の交通結節機能高度化構想の作成又は変更(12条1項、4項)に係る国土交通大臣の関与のあり方及び関与の範囲について、地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえて見直す。具体的な見直し措置の内容については、法改正までに結論を得る。

(49) 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平17 法79)

・市の地域住宅計画に特定優良賃貸住宅の整備に関する事業に関する事項を記載する場合における都道府県知事への同意を要する協議（6条5項）は、廃止する。

（60）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平18法91）

・市町村が国道に係る道路特定事業を実施しようとする場合における主務大臣の認可（32条3項）は、同意を要する協議とする。

・建築主事を置かない市町村の市町村長の移動等円滑化経路協定の認可に係る都道府県知事への同意を要する協議（43条2項）は、廃止する。

なお、平成26年3月31日限り失効することとされている奄美群島振興開発特別措置法（昭29法189）については、この法律の失効後仮に法的措置がなされる場合には、地方分権改革推進委員会の第3次勧告に沿って義務付け・枠付けを見直す。

3 計画等の策定及びその手続の見直し

〔国土交通省〕

（65）水防法（昭24法193）

- ・都道府県の水防計画の要旨の公表に係る規定（7条4項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・指定水防管理団体の水防計画の要旨の公表に係る規定（32条3項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（66）公営住宅法（昭26法193）

・地方公共団体の公営住宅建替事業に関する計画の内容のうち、事業を施行する土地の面積、事業により新たに整備すべき公営住宅の構造及び国土交通省令で定める事項に係る規定（37条2項1号、3号及び5号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（67）離島振興法（昭28法72）（総務省、農林水産省と共管）

- ・関係都道府県の離島振興計画の策定義務に係る規定（4条1項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・離島振興計画の内容のうち、離島の振興の基本的方針に関する事項及び離島の振興に関し必要な事項に係る規定（4条2項1号及び11号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（68）土地区画整理法（昭29法119）

・都道府県又は市町村が施行する土地区画整理事業の換地計画の内容のうち、国土交通省令で定める事項に係る規定（87条1項5号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（69）駐車場法（昭32法106）

- ・市町村の駐車場整備計画の策定義務に係る規定（4条1項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・駐車場整備計画の内容のうち、路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する基本方針、路上駐車場及び路外駐車場の整備の目標年次及び目標量、目標量を達成するために必要な路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する施策、地方公共団体の設置する路上駐車場で駐車場整備地区内にある路外駐車場によっては満たされない自動車の駐車需要に応ずるため必要なものの配置及び規模並びに設置主体並びに主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要に係る規定（4条2項1号から5号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・駐車場整備計画の公表に係る規定（4条4項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（70）地すべり等防止法（昭33法30）（農林水産省と共管）

- ・市町村の関連事業計画の公表に係る規定（24条4項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（71）踏切道改良促進法（昭36法195）

- ・鉄道事業者及び都道府県又は市町村である道路管理者の立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備

計画の作成義務に係る規定（４条１項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

（７２）豪雪地帯対策特別措置法（昭37 法73）

・道府県豪雪地帯対策基本計画の内容のうち、豪雪地帯の振興に関する基本的な事項及び豪雪地帯対策に関し必要な事項に係る規定（６条２項１号及び８号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（７３）共同溝の整備等に関する特別措置法（昭38 法81）

・都道府県又は市町村である道路管理者の共同溝整備計画の内容のうち、位置及び名称並びに構造に係る規定（６条２項１号及び２号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・共同溝の占用予定者の意見書に係る意見を採用すべきであると認める場合における都道府県又は市町村である道路管理者の共同溝整備計画の修正義務に係る規定（７条２項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

・共同溝の占用予定者による占用の申請の取下げにより共同溝整備計画の変更を必要とする場合における都道府県又は市町村である道路管理者の共同溝整備計画の変更に係る計画修正義務に係る規定（７条３項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する（同条２項に規定する計画修正義務を対象とする）。

（７４）近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭39 法145）

・関係府県の近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の策定義務に係る規定（３条１項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

・近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の大綱の内容のうち、人口の規模及び労働力の需給に関する事項、産業の業種、規模等に関する事項及び土地の利用に関する事項に係る規定（４条１項１号から３号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（７５）古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭41 法1）

・府県の特別保存地区である旨を表示する標識の設置に係る規定（６条２項）は、廃止又は例示化する。

（７６）交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭41 法45）（警察庁と共管）

・都道府県公安委員会及び都道府県又は市町村である道路管理者の特定交通安全施設等整備事業の実施計画の作成義務に係る規定（４条１項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

（７７）流通業務市街地の整備に関する法律（昭41 法110）

・都道府県の基本方針の策定義務に係る規定（３条の２第１項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

・基本方針の内容に係る規定（３条の２第２項及び３項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・基本方針の公表に係る規定（３条の２第９項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（７８）中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭42 法102）

・関係県の都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画又は保全区域整備計画の策定義務に係る規定（３条１項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

・都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画又は保全区域整備計画の公表に係る規定（３条３項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

・都市整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の大綱の内容のうち、都市整備区域又は都市開発区域の整備及び開発の基本構想、人口の規模及び労働力の需給に関する事項、産業の業種、規模等に関する事項並びに土地の利用に関する事項に係る規定（４条１号から４号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・保全区域整備計画の大綱の内容のうち、保全区域の整備の基本構想及び土地の利用に関する事項に係る規定（５条１号及び２号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（７９）近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭42 法103）

- ・関係府県の保全区域整備計画の策定義務に係る規定（3条1項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・保全区域整備計画の公表に係る規定（3条3項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・保全区域整備計画の大綱の内容のうち、保全区域の整備の基本構想及び土地の利用に関する事項に係る規定（4条1項1号及び2号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- （80）公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭42 法110）
- ・都道府県の空港周辺整備計画の内容に係る規定（9条の3第2項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- （81）都市計画法（昭43 法100）
- ・都道府県の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の内容のうち、都市計画の目標、土地利用並びに都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針に係る規定（6条の2第2項1号から3号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・都道府県の都市再開発方針等に関する都市計画の策定義務に係る規定（7条の2第1項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・都道府県又は市町村の都市計画区域及び準都市計画区域についての地域地区に関する都市計画の策定義務に係る規定（8条1項及び2項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・地域地区に関する都市計画の内容のうち、その他政令で定める事項に係る規定（8条3項3号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・市町村の促進区域に関する都市計画の策定義務に係る規定（10条の2第1項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・促進区域に関する都市計画の内容のうち、その他政令で定める事項に係る規定（10条の2第2項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・市町村の遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画の内容のうち、その他政令で定める事項に係る規定（10条の3第2項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・市町村の被災市街地復興推進地域に関する都市計画の策定義務に係る規定（10条の4第1項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・被災市街地復興推進地域に関する都市計画の内容のうち、その他政令で定める事項に係る規定（10条の4第2項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・都道府県又は市町村の都市施設に関する都市計画の策定義務に係る規定（11条1項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・都市施設に関する都市計画の内容のうち、その他政令で定める事項に係る規定（11条2項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・都道府県又は市町村の市街地開発事業に関する都市計画の策定義務に係る規定（12条1項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・市街地開発事業に関する都市計画の内容のうち、その他政令で定める事項に係る規定（12条2項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・都道府県の市街地開発事業等予定区域に関する都市計画の策定義務に係る規定（12条の2第1項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・市街地開発事業等予定区域に関する都市計画の内容のうち、その他政令で定める事項に係る規定（12条の2第2項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

- ・市町村の地区計画等に関する都市計画の策定義務に係る規定（12条の4第1項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・地区計画等に関する都市計画の内容のうち、その他政令で定める事項に係る規定（12条の4第2項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・市町村の地区計画に関する都市計画の内容のうち、当該地区計画の目標並びに当該区域の整備、開発及び保全に関する方針に係る規定（12条の5第2項1号及び2号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・再開発等促進区又は開発整備促進区を定める市町村の地区計画に関する都市計画の内容のうち、土地利用に関する基本方針に係る規定（12条の5第5項1号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・市町村の地区整備計画に関する都市計画の内容のうち、現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項及び土地の利用に関する事項で政令で定めるものに係る規定（12条の5第7項3号及び4号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・都道府県及び市町村が都市計画を決定した場合における都市計画の縦覧の方法に係る規定（20条2項）は、廃止又は例示化する。

（82）都市再開発法（昭44 法38）

- ・都道府県の都市再開発の方針に関する都市計画の策定義務に係る規定（2条の3第1項及び2項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・第一種市街地再開発事業又は第二種市街地再開発事業に関する都市計画における当該市街地再開発事業により確保されるべき住宅の戸数その他住宅建設の目標の策定義務に係る規定（5条）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・権利変換計画の決定の基準に係る規定（74条1項）は、地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえて見直す。具体的な見直し措置の内容については、法改正までに結論を得る。

（83）筑波研究学園都市建設法（昭45 法73）

- ・周辺開発地区整備計画の内容のうち、人口の規模及び土地の利用に関する事項に係る規定（7条1項1号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・周辺開発地区整備計画の公表に係る規定（8条3項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（84）新都市基盤整備法（昭47 法86）

- ・地方公共団体の実施計画の策定義務に係る規定（49条1項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

（85）都市モノレールの整備の促進に関する法律（昭47 法129）

- ・都市モノレールのうちその路線が都市計画区域内に存する部分についての地方公共団体の都市計画の策定義務に係る規定（3条）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

（86）都市緑地法（昭48 法72）

- ・市町村の基本計画の内容のうち、緑地の保全及び緑化の目標並びに緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項に係る規定（4条2項1号及び2号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・基本計画を定める場合における公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置に係る規定（4条4項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・基本計画の公表に係る規定（4条7項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・都道府県の緑地保全計画の内容のうち、管理協定に基づく緑地の管理に関する事項及びその他緑地保全地域内の緑地の保全に関し必要な事項に係る規定（6条2項2号ロ及びハ）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・都道府県の緑地保全地域である旨を表示した標識の設置に係る規定（7条1項）は、廃止又は例示化する。

(8 7) 生産緑地法 (昭49 法68)

- ・市町村の生産緑地地区である旨を表示した標識の設置に係る規定 (6 条 1 項) は、廃止又は例示化する。

(8 8) 国土利用計画法 (昭49 法92)

- ・都道府県計画の要旨の公表に係る規定 (7 条 5 項) は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・市町村計画を定める場合における公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置に係る規定 (8 条 4 項) は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・市町村計画の要旨の公表に係る規定 (8 条 5 項) は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・都道府県の土地利用基本計画の要旨の公表に係る規定 (9 条 13 項) は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(8 9) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 (昭50 法67)

- ・都道府県の住宅市街地の開発整備の方針に関する都市計画の内容に係る規定 (4 条 1 項) は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・市町村の土地区画整理促進区域に関する都市計画の内容のうち、住宅市街地としての開発の方針に係る規定 (5 条 2 項) は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・市町村の特定土地区画整理事業の事業計画の内容のうち、事業を施行する土地の区域に係る規定 (12 条) は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・市町村の住宅街区整備促進区域に関する都市計画の内容のうち、住宅街区としての整備の方針に係る規定 (24 条 2 項) は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・市町村が施行する住宅街区整備事業の換地計画の内容のうち、国土交通省令で定める事項に係る規定 (73 条 6 号) は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(9 0) 国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律 (昭52 法71)

- ・国際観光文化都市の事業計画の策定義務に係る規定 (3 条 1 項) は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・事業計画の内容のうち、流動人口の状況に係る規定 (3 条 2 項) は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(9 1) 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法 (昭53 法26)

- ・都道府県の航空機騒音対策基本方針の内容のうち、航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な施設、生活環境施設、産業基盤施設その他の施設であって政令で定めるものの整備に関する基本的事項に係る規定 (3 条 2 項 3 号) は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(9 2) 幹線道路の沿道の整備に関する法律 (昭55 法34) (7 条に係る部分は警察庁と共管)

- ・都道府県又は市町村である沿道整備道路の道路管理者及び都道府県公安委員会の道路交通騒音減少計画の策定義務に係る規定 (7 条 1 項) は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・道路交通騒音減少計画の内容に係る規定 (同条 2 項) は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・道路交通騒音減少計画の公表に係る規定 (同条 3 項) は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・市町村の沿道地区計画に関する都市計画の内容のうち、沿道の整備に関する方針に係る規定 (9 条 2 項 1 号) は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・沿道再開発等促進区を定める市町村の沿道地区計画に関する都市計画の内容のうち、土地利用に関する基本方針に係る規定 (9 条 4 項 1 号) は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・市町村の沿道地区整備計画に関する都市計画の内容のうち、現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項及び土地の利用に関する事項その他の沿道の整備に関する事項で政令で定める事項に係る規定 (9 条 6 項 3 号及び 4 号) は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・市町村の沿道整備権利移転等促進計画の内容のうち、その他国土交通省令で定める事項に係る規定（10 条の 2 第 2 項 7 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（9 3）明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭55 法60）

・明日香村整備計画の内容のうち、明日香村における生活環境及び産業基盤の整備その他歴史的風土の保存と調和が保たれる地域振興に関する事項で特に必要と認められるものに係る規定（4条3 項11 号）に関し、その他歴史的風土の保存と調和が保たれる地域振興に関する事項で特に必要と認められるものに係る内容については、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（9 4）半島振興法（昭60 法63）（総務省、農林水産省と共管）

・関係都道府県の半島振興計画の内容のうち、振興の基本的方針に関する事項及び半島振興に関し必要な事項に係る規定（4 条 1 項 1 号及び10 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（9 5）集落地域整備法（昭62 法63）（農林水産省と共管）

・市町村の集落地区計画に関する都市計画の内容のうち、当該集落地区計画の目標その他当該区域の整備及び保全に関する方針に係る規定（5 条 3 項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・市町村の集落地区整備計画に関する都市計画の内容のうち、現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項及び土地の利用に関する事項で政令で定めるものに係る規定（5 条 4 項 3 号及び 4 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（9 6）総合保養地域整備法（昭62 法71）（総務省、農林水産省、経済産業省と共管）

・都道府県の基本構想の内容のうち、整備の方針に関する事項、重点整備地区の区域ごとの整備の方針に関する事項、整備の一環として推進すべき産業の振興に関する事項及び自然環境の保全との調和、農林漁業の健全な発展との調和、居住機能との調和、観光業の健全な発展、地価の安定その他整備に際し配慮すべき事項に係る規定（5 条 2 項 2 号、3 号（ただし、重点整備地区の区域を除く。）、6 号及び 8 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・整備に関する基本構想の公表に係る規定（5 条 6 項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（9 7）関西文化学術研究都市建設促進法（昭62 法72）

・関係府県の建設計画の策定義務に係る規定（5 条 1 項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

・建設計画の公表に係る規定（5 条 3 項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

・建設計画の内容のうち、その他関西文化学術研究都市の建設に関する事項に係る規定（6 条 1 項 7 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（9 8）多極分散型国土形成促進法（昭63 法83）

・都道府県の振興拠点地域基本構想の内容のうち、開発整備の方針に関する事項及び環境の保全、地価の安定その他開発整備に際し配慮すべき事項に係る規定（7 条 2 項 2 号及び 7 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・都県の業務核都市基本構想の内容のうち、整備の方針に関する事項及び環境の保全、地価の安定その他整備に際し配慮すべき事項に係る規定（23 条 2 項 2 号及び 7 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・業務核都市基本構想の公表に係る規定（24 条 3 項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（9 9）大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平元法61）

・都府県の基本計画の内容のうち、宅地開発と鉄道整備との一体的推進のために必要な事項に係る規定（4 条 3 項 7 号）は、地方分権改革推進委員会の第 3 次勧告を踏まえて見直す。具体的な見直し措置の内容については、法改正までに結論を得る。

・基本計画を総務大臣及び国土交通大臣に協議する場合における総務省令・国土交通省令で定める図書の添付義務（4 条 8

項)は、廃止又は例示化する。

・地方公共団体が施行する一体型土地区画整理事業の事業計画の変更及び鉄道施設区の廃止義務に係る規定(13条5項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

(100) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平4法76)

・関係市町村又は関係市町村により組織される一部事務組合若しくは広域連合の基本計画の内容のうち、指定地域に係る整備の方針に関する事項及びその他当該指定地域に係る整備に関し必要な事項に係る規定(6条2項1号及び6号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・基本計画の公表に係る規定(6条8項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

・都道府県又は市町村の拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域に関する都市計画の内容のうち、拠点業務市街地としての開発整備の方針に係る規定(19条2項)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・都道府県又は市町村の拠点整備土地区画整理事業の事業計画の内容のうち、事業を施行する土地の区域に係る規定(26条)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(101) 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平4法88)(総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省と共管)

・都道府県の基本計画の内容のうち、当該都道府県における活用行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する基本的な方針、活用行事において活用される地域伝統芸能等に関する事項、活用行事の実施主体、実施場所、実施期間及び実施内容に関する基本的な事項、活用行事において活用される地域伝統芸能のうち文化財であるものの保存に関する事項、農山漁村の活性化に関する施策との連携に関する事項並びにその他活用行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する事項に係る規定(4条2項1号から3号及び5号から7号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・基本計画の公表に係る規定(4条6項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(102) 大阪湾臨海地域開発整備法(平4法110)(総務省、経済産業省、環境省と共管)

・関係府県の大阪湾臨海地域又は関連整備地域の整備計画の公表に係る規定(7条3項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

・大阪湾臨海地域に係る整備計画の内容のうち、整備等の目標、人口の規模及び土地の利用に関する事項、産業構造の高度化に関する事項、環境の保全に関する事項、国際交流、教養文化活動等の活動に関する事項並びに地価の安定、災害の防止その他大阪湾臨海地域の整備に際し配慮すべき事項に係る規定(8条1項2号、3号及び7号から10号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・関連整備地域に係る整備計画の内容のうち、整備等の目標及び地価の安定、災害の防止その他関連整備地域の整備に際し配慮すべき事項に係る規定(8条2項2号及び5号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(103) 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平6法8)

・都道府県又は市町村である河川管理者の河川管理者事業計画の内容のうち、その他河川水道原水水質保全事業の実施に際し配慮すべき重要事項に係る規定(7条5項5号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・河川管理者事業計画の公表に係る規定(7条9項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(104) 被災市街地復興特別措置法(平7法14)

・市町村の被災市街地復興推進地域に関する都市計画の内容のうち、緊急復興方針に係る規定(5条2項)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(105) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平7法39)

・都道府県又は市町村である道路管理者の電線共同溝整備計画の策定義務に係る規定（5条2項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

（106）密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平9 法49）

・都道府県の防災街区整備方針に関する都市計画の内容に係る規定（3条1項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・市町村の防災街区整備地区計画に関する都市計画の内容のうち、当該防災街区整備地区計画の目標その他当該区域の整備に関する方針に係る規定（32条2項1号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・市町村の特定建築物地区整備計画に関する都市計画の内容のうち、防災街区整備地区計画の目的を達成するため必要な事項に係る規定（32条3項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・市町村の防災街区整備地区整備計画に関する都市計画の内容のうち、現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項及び土地の利用に関する事項で政令で定める事項に係る規定（32条4項3号及び4号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・権利変換計画の決定の基準に係る規定（206条1項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（107）外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平9 法91）

・都道府県の外客来訪促進計画の公表に係る規定（4条5項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（108）中心市街地の活性化に関する法律（平10 法92）（内閣官房、内閣府、総務省、農林水産省、経済産業省と共管）

・主要な路外駐車場の整備に関する事項が定められた基本計画について内閣総理大臣の認定を受けた市町村が、当該事項の内容に即して位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を明らかにした路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めた駐車場整備計画を策定する義務に係る規定（17条1項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。また、市町村の駐車場整備計画の内容に係る規定（同項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（109）大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平12 法87）

・事業者（当該事業者が地方公共団体である場合に限る。）の事業概要書の縦覧の期間及び場所に係る規定（12条2項）は、廃止又は例示化する。

（110）建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平12 法104）（環境省と共管）

・特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針の都道府県知事による策定義務に係る規定（4条1項）及び特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針の公表に係る規定（4条2項）は、地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえ見直す。具体的な見直し措置の内容については、法改正までに結論を得る。

（111）都市再生特別措置法（平14 法22）

・計画提案を踏まえた都市計画決定権者の都市計画の決定若しくは変更又は計画提案した者への通知に関する処理期間に係る規定（41条1項）は、廃止又は例示化する。

・市町村の都市再生整備計画の内容のうち、都市再生整備計画の目標及びその他国土交通省令で定める事項に係る規定（46条2項2号及び7号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・市町村の都市再生整備計画を定める場合における市町村都市再生整備協議会の意見聴取に係る規定（46条11項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（112）景観法（平16 法110）

・景観行政団体の景観計画の内容のうち、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針及びその他国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定める事項に係る規定（8条2項2号及び6号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠

化する。

(1 1 3) 都市鉄道等利便増進法(平17 法41)

・交通結節機能高度化構想の内容(12 条2 項)の一部について、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する内容については、法改正までに結論を得る。

・協議会の交通結節機能高度化計画の作成又は変更(14 条1 項、12 項)に係る国土交通大臣の関与のあり方及び関与の範囲について、地方分権改革推進委員会の第3 次勧告を踏まえて見直す。具体的な見直し措置の内容については、法改正までに結論を得る。

・交通結節機能高度化計画の内容のうち、国土交通省令で定める事項に係る規定(14 条2 項11号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(1 1 4) 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平17法79)

・地方公共団体の地域住宅計画の内容のうち、地域住宅計画の目標及び国土交通省令で定める事項に係る規定(6 条2 項1号及び5号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・地域住宅計画の公表に係る規定(6 条8 項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(1 1 5) 住生活基本法(平18 法61)

・都道府県計画を策定する場合における住民の意見を反映させるために必要な措置に係る規定(17 条3 項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

・都道府県計画の公表に係る規定(17 条7 項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(1 1 6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平18 法91)

・市町村の移動等円滑化基本構想の内容のうち、重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針に係る規定(25 条2 項1号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・移動等円滑化基本構想の作成における特定事業に関する事項に係る協議会における協議(25条7 項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

・移動等円滑化基本構想の作成又は変更の提案を受けた場合における市町村の採否の公表に係る規定(27 条2 項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

・都道府県又は市町村である道路管理者の道路特定事業計画の公表に係る規定(31 条6 項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

・地方公共団体である公園管理者等の都市公園特定事業計画の公表に係る規定(34 条5 項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(1 1 7) 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平19 法52)

・都道府県の広域的地域活性化基盤整備計画の内容のうち、広域的地域活性化基盤整備計画の目標及び広域的地域活性化のための基盤整備を推進するために必要な事項であって国土交通省令で定めるものに係る規定(5 条2 項1号及び6号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(1 1 8) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19 法59) (総務省と共管)

・地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項が定められた軌道運送高度化実施計画について国土交通大臣の認定の通知を受けた市町村が、当該事項の内容に即して位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を明らかにした路外駐車場の整備に関する事業計画の概要に関する駐車場整備計画を策定する義務に係る規定(11 条1 項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。また、市町村の駐車場整備計画の内容に係る規定(同項)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項が定められた道路運送高度化実施計画について国土交通大臣の認定の通知を受けた市町村が、当該事項の内容に即して位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を明らかにした路外駐車場の整備に関する事業計画の概要に関する駐車場整備計画を策定する義務に係る規定（16条1項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。また、市町村の駐車場整備計画の内容に係る規定（同項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

なお、平成26年3月31日限り失効することとされている奄美群島振興開発特別措置法（昭法189）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭44法79）については、これらの法律の失効後仮に法的措置がなされる場合には、地方分権改革推進委員会の第3次勧告に沿って義務付け・枠付けを見直す。

平成22年6月22日閣議決定「地域主権戦略大綱」

【別紙2】基礎自治体への権限移譲の具体的措置

1 権限移譲を行うもの

（1）すべての市町村へ移譲する事務

〔国土交通省〕

⑥都市計画の決定

都道府県が処理している以下の都市計画の決定（都市計画法（昭43法100）15条1項）については、すべての市町村（アについては、特別区を除く。）へ移譲する。なお、都市計画の決定に際しての都道府県の関与については、地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）に基づく措置後の都市計画法の規定による。

ア地域地区（都市計画法8条1項）のうち、三大都市圏の既成市街地若しくは近郊整備地帯等又は指定都市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域内の用途地域、特例容積率適用地区及び高層住居誘導地区に関する都市計画

イ地域地区（都市計画法8条1項）のうち、10ヘクタール以上の風致地区及び特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を除く。）並びに緑地保全地域（いずれも2以上の市町村の区域にわたるものを除く。）に関する都市計画

ウ都市施設（都市計画法11条1項）のうち、4車線以上のその他の道路、一般自動車ターミナル、10ヘクタール以上の公園、緑地、広場及び墓園（国又は都道府県が設置するものを除く。）、大学及び高等専門学校、2,000戸以上の一団地の住宅施設並びに防潮施設に関する都市計画エ市街地開発事業（都市計画法12条1項）のうち、50ヘクタールを超える土地区画整理事業、3ヘクタールを超える市街地再開発事業、20ヘクタールを超える住宅街区整備事業及び3ヘクタールを超える防災街区整備事業に関する都市計画（いずれも国、都道府県等が施行するものを除く。）

オ市街地開発事業等予定区域（都市計画法12条の2）のうち、20ヘクタール以上の一団地の住宅施設予定区域に関する都市計画

（2）すべての市へ移譲する事務

〔国土交通省〕

⑪土地区画整理事業施行地区内の建築行為等の許可、原状回復命令等

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の許可及び原状回復命令等（土地区画整合法（昭29法119）76条1項及び4項）については、すべての市へ移譲する。

⑫路外駐車場設置等の届出受理、立入検査、是正命令等

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している路外駐車場の設置、管理規程、休止等の届出の受理、報告の徴収及び立入検査並びに是正命令（駐車場法（昭32法106）12条、13条1項及び4項、14条、18条1項、19条）

については、すべての市へ移譲する。

⑬改良地区内の建築行為等の許可、原状回復命令等

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している改良地区内における建築行為等の許可及び原状回復命令等（住宅地区改良法（昭35 法84）9条1項及び4項）については、すべての市へ移譲する。

⑭流通業務地区内の施設建設等の許可、違反施設の移転等の命令

都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している流通業務地区内における施設建設等の許可、違反施設の移転等の命令（流通業務市街地の整備に関する法律（昭41 法110）5条1項、6条1項）については、すべての市へ移譲する。

⑮都市計画施設区域及び市街地開発事業施行区域内の建築の許可、都市計画事業地内の建築等の許可等

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している都市計画施設の区域及び市街地開発事業の施行区域内における建築の許可、都市計画事業地内における建築等の許可並びにこれらの許可を受けた者からの報告の徴収等、監督処分等及び立入検査（都市計画法（昭43 法100）53条1項、65条1項、80条、81条、82条）については、すべての市へ移譲する。

⑯市街地再開発促進区域内の建築の許可、第一種市街地再開発事業施行地区内の建築行為等の許可等

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している市街地再開発促進区域内における建築の許可及び違反是正措置命令並びに第一種市街地再開発事業の施行地区内における建築行為等の許可及び原状回復命令等（都市再開発法（昭和44 法38）7条の4第1項、7条の5第1項、66条1項及び4項）については、すべての市へ移譲する。

⑰緑地保全地域等における行為の規制、原状回復命令、立入検査等

ア都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している緑地保全地域における行為の届出の受理、行為の禁止・制限及び必要な措置をとるべき命令、原状回復命令等並びに報告の徴収及び立入検査等（都市緑地法（昭48 法72）8条1項及び2項、9条1項、11条1項及び2項）については、すべての市へ移譲する。

イ都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している特別緑地保全地区内における行為の許可、原状回復命令等並びに報告の徴収及び立入検査等（都市緑地法14条1項、15条において準用する9条、19条において準用する11条）については、すべての市へ移譲する。

⑱住宅街区整備事業施行地区内等の建築行為等の許可、原状回復命令等

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している土地区画整理促進区域内、住宅街区整備促進区域内及び住宅街区整備事業の施行地区内における建築行為等の許可並びに原状回復命令等（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭50 法67）7条1項、26条1項、67条1項、104条1項）については、すべての市へ移譲する。

⑲拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域内の建築行為等の許可、原状回復命令等

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域内における建築行為等の許可及び原状回復命令等（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平4 法76）21条1項及び6項）については、すべての市へ移譲する。

⑳特定優良賃貸住宅の供給計画の認定、報告徴収、改善命令等

都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している特定優良賃貸住宅の供給計画の認定、建設及び管理の状況に係る報告の徴収、改善命令並びに供給計画の認定の取消し（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平5 法52）2条1項、8条、10条、11条1項）については、すべての市へ移譲する。

㉑被災市街地復興推進地域内の建築行為の許可、原状回復命令等

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している被災市街地復興推進地域内の建築行為等の許可、原

状回復命令等（被災市街地復興特別措置法（平7法14）7条1項及び5項）については、すべての市へ移譲する。

②防災街区整備事業施行地区内の建築行為等の許可、施行予定者が定められている防災都市計画施設区域内の建築の許可等

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している防災街区整備事業の施行地区内における建築行為等の許可及び原状回復命令等並びに施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内における建築の許可、監督処分及び立入検査等（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平9法49）197条1項及び4項、283条1項、283条3項において準用する都市計画法（昭43法100）81条及び82条）については、すべての市へ移譲する。

③マンション建替組合設立の認可、個人施行のマンション建替事業の認可、監督等

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理しているマンション建替組合設立の認可、個人が施行するマンション建替事業の認可、マンション建替事業の権利変換計画の認可、マンション建替組合及び個人施行者に対する監督（マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平14法78）9条1項、45条1項、57条1項、98条、99条）については、すべての市へ移譲する。

〔国土交通省、警察庁、総務省〕

④特定路外駐車場設置の届出受理、基準適合命令、立入検査

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している特定路外駐車場設置の届出の受理、基準適合命令、報告の徴収及び立入検査（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平18法91）12条1項及び3項、53条2項）については、すべての市へ移譲する。

〔国土交通省、総務省〕

⑤土地を譲渡する場合の届出及び土地買取りの申出受理、協議を行う団体の決定等都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している都市計画施設の区域内等で土地を譲渡する場合の届出の受理、土地買取り希望の申出の受理及び土地買取りの協議を行う地方公共団体等の決定等（公有地の拡大の推進に関する法律（昭47法66）4条1項、5条1項、6条1項及び3項）については、すべての市へ移譲する。

（5）指定都市へ移譲する事務

〔国土交通省〕

②都市計画の決定

都道府県が処理している以下の都市計画の決定（都市計画法（昭43法100）15条1項）については、指定都市へ移譲する。

なお、都市計画の決定に際しての国又は都道府県の関与については、地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）に基づく措置後の都市計画法の規定による。

ア区域区分（都市計画法7条）に関する都市計画

イ都市再開発方針等（都市計画法7条の2）に関する都市計画

ウ都市施設（都市計画法11条1項）のうち、高速自動車国道及び一般国道に関する都市計画

（7）その他

②都道府県道の管理

町村が、都道府県に協議し、その同意を得て当該町村の区域内に存する都道府県道の管理（道路法（昭27法180）15条）を行うことができることとする。

③市町村が景観行政団体として事務を行う場合の都道府県知事の協議、同意

市町村が景観行政団体として事務を行う場合における都道府県知事への同意を要する協議（景観法（平16 法110）7条1項）については、同意を要しない協議とする。

〔国土交通省、警察庁、総務省〕

㊸特定路外駐車場設置の届出受理、基準適合命令、立入検査

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している特定路外駐車場設置の届出の受理、基準適合命令、報告の徴収及び立入検査（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平18 法91）12 条1項及び3項、53 条2項）については、すべての市へ移譲する。

〔国土交通省、総務省〕

㊹土地を譲渡する場合の届出及び土地買取りの申出受理、協議を行う団体の決定等都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している都市計画施設の区域内等で土地を譲渡する場合の届出の受理、土地買取り希望の申出の受理及び土地買取りの協議を行う地方公共団体等の決定等（公有地の拡大の推進に関する法律（昭47 法66）4条1項、5条1項、6条1項及び3項）については、すべての市へ移譲する。

3. 国会における審議

（1）経過

議案件名：「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」

| | |
|--------------------|---------------|
| 衆議院付託年月日／衆議院付託委員会 | 平成23年1月24日／総務 |
| 衆議院審査終了年月日／衆議院審査結果 | 平成23年4月21日／修正 |
| 衆議院審議終了年月日／衆議院審議結果 | 平成23年4月22日／修正 |
| 参議院議案受理年月日 | 平成23年4月22日 |
| 参議院付託年月日／参議院付託委員会 | 平成23年4月25日／総務 |
| 参議院審査終了年月日／参議院審査結果 | 平成23年4月28日／可決 |
| 参議院審議終了年月日／参議院審議結果 | 平成23年4月28日／可決 |
| 公布年月日／法律番号 | 平成23年5月2日／37 |

（2）審議の内相

- ・衆議院総務委員会 第25号 平成23年8月2日

片山国務大臣による「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」の提案理由及び内容の概要説明

地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにするという住民主体の発想に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に向けて取り組むことが求められております。

本法案は、昨年六月に閣議決定しました地域主権戦略大綱を踏まえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、都道府県の権限の市町村への移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務づけを規定している関係法律を改正する等、所要の措置を講ずるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、住民に最も身近な行政主体である市町村が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、都道府県の権限を市町村へ移譲することとし、関連法律の改正を行うこととしております。

第二に、地方公共団体の自主性及び自立性を高めるため、地方公共団体に対する義務づけを見直すこととし、地域主権戦略大綱において示された項目その他所要の事項について、関連法律の改正を行うこととしております。

このほか、施行期日及びこの法律の施行に関し必要な経過措置について規定するとともに、関係法律について必要な規定の整備を行うこととしております。

・衆議院総務委員会 第26号 平成23年8月9日

文部科学省関連の質疑はなかった。

・衆議院総務委員会 第27号 平成23年8月11日

文部科学省関連の質疑はなく、賛成多数で原案どおりに可決

古賀敬章君外二名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出され、可決。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

一 施設・公物設置管理に係る国の条例制定基準の設定に当たっては、地方公共団体が裁量を発揮できるよう配慮しつつ、現在行われている施設・公物設置管理の水準の維持・向上に資するように努めるものとし、必要に応じ、運用の実態について検証を行うこと。

二 地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直しによる事前届出制の導入に当たっては、現下の欧米における国債や地方債を巡る厳しい情勢を十分に踏まえ、いやしくも金融市場の混乱を招くことのないよう、慎重な配慮を行うこと。特に、リスク・ウェイトを零とする現行の地方債の取扱いを堅持するとともに、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。

三 地方公共団体の国等への寄附の原則禁止の見直しに当たっては、国等が地方の寄附等を前提とする不適切な施策展開を図ることや地方公共団体間の競争をいたずらにあおることがないよう、各府省等の遵守を継続的に監視するための措置を含む十分な担保措置を講ずるとともに、地方公共団体が不適切と考える国等からの寄附に関する行為に係る相談窓口を設けるなど、国と地方の財政秩序を乱す事態が発生しないよう万全を期すること。

四 基礎自治体への権限移譲については、これに伴い必要となる財政措置を的確に講ずること。

五 基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、国の出先機関の見直し、地方税財源の充実確保等の諸課題については、国と地方の協議の場の積極的な活用による国と地方の合意形成に努め、引き続き強力な推進を図ること。

特に、国の出先機関の見直しについては、国と地方の役割分担の観点から早急に国の事務・権限の見直しを進め、これを地方公共団体に移譲する場合には、地方の財源・人員の確保等に十分配慮して移譲を行うこととするとともに、これを引き続き出先機関を通じて行う場合にも、可能な限り、各府省の縦割りにとらわれることなく総合的に実施する体制の整備に努めること。

・衆議院本会議 第38号 平成23年8月11日

原口一博総務委員長の報告及び趣旨弁明の後、賛成多数で可決された。

・177-参-総務委員会-23号 平成23年08月25日

[都市公園法関係]

○又市征治君 都市公園は全国で九万八千か所あり、全ての自治体に平均して六十か所ぐらいある計算になる。区域内に建物を建てることは、都市公園法で基準を設けてこれ規制されている。今回の法律はそれを自治体の条例で自由にするものである。それで、どのような一体変化やあるいは危惧が起こってくるのか、どうも危惧されているようで、内閣府とのやり取りの過程で国交省は公園の機能確保の点から緩和は困難だといっているが、この点、どういうことが懸念されているのか。

○政府参考人（小林昭君）今回の改正について、最終的に地域の趣旨を踏まえて地方公共団体において適切に運営されるというようなことで、最終的に問題ないというような考え方である。

○又市征治君 問題は、少なくともこの都市公園というものを定めた趣旨は、建蔽率であるとか容積率の高密な市街地において庶民のための公共の緑であるとかオープンスペースを少しでも確保しようという狙いだった。これに逆行をさせることにならないかという心配、これはどういう歯止めができるのかということを私は聞いている。あわせて、現在の都市計画区域の緑地比率は、十年前、二十年前と比べるとどうなっていますか。

○政府参考人（小林昭君）全国的な都市の都市比率のデータを国は持っていないが、各自治体のデータでいうと、都市全体の緑地比率は減少してきているものの、公園の整備や緑地の保全に積極的に取り組んでいるというようなことで、公園あるいは保全緑地については増加をしてきている。

○又市征治君 全く納得できない。本当に緊張感がない。

・177-参-総務委員会-24号 平成23年08月26日

賛成多数で原案通りに可決

民主党・新緑風会、自由民主党、公明党、みんなの党、たちあがれ日本・新党改革及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案による附帯決議案が提出され、可決

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、施設・公物設置管理に係る国の条例制定基準の設定に当たっては、地方公共団体が裁量を発揮できるよう配慮しつつ、現在行われている施設・公物設置管理の水準の維持・向上に資するように努めるものとし、必要に応じ、運用の実態について検証を行うこと。

二、地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直しによる事前届出制の導入に当たっては、現下の欧米における国債や地方債を巡る厳しい情勢を十分に踏まえ、いやしくも金融市場の混乱を招くことのないよう、慎重な配慮を行うこと。特に、リスク・ウェイトを零とする現行の地方債の取扱いを堅持するとともに、引き続き、市場関係者等に対して、本改正の内容について十分な説明を行うこと。また、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。

三、地方公共団体の国等への寄附の原則禁止の見直しに当たっては、国等が地方公共団体の寄附等を前提とする不適切

な施策展開を図ることや地方公共団体間の競争をいたずらにあおることがないように、各府省等の行為を継続的に監視するための立法措置を含む十分な担保措置を講ずること。また、地方公共団体が不適切と考える国等からの寄附に関する行為に係る相談窓口を設けるなど、国と地方の財政秩序を乱す事態が発生しないよう万全を期すること。

四、基礎自治体への権限移譲については、これに伴い必要となる財政措置を的確に講ずるとともに、都道府県による市町村に対する情報提供や人材育成等を支援すること。

五、基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、国の出先機関の見直し、地方税財源の充実確保等の諸課題については、国と地方の協議の場の積極的な活用による国と地方の合意形成に努め、引き続き強力な推進を図ること。

特に、国の出先機関の見直しについては、地方の意見・要望を踏まえつつ、国と地方の役割分担の観点から早急に国の事務・権限の見直しを進め、地方公共団体に移譲する場合には、地方の財源・人員の確保等に十分配慮するとともに、引き続き国の出先機関を通じて行う場合にも、可能な限り、各府省の縦割りにとらわれることなく総合的に実施する体制の整備に努めること。

・参議院本会議

藤末健三総務委員長の審査の経過と結果報告のあと、採決が行われ、賛成多数で可決

4. 国土交通省関連 2 次一括法の内容

(1) 義務付け・枠付け等の見直し

①施設・公物設置管理の基準の見直しに関わる内容と政省令等の整備状況

| 法律名 | 条項 | 改正内容 | 国の基準 | 条例制定主体 |
|-------|-------------------|--|------|----------|
| 公営住宅法 | 6 条 | 公営住宅の計画的な整備に関する都道府県計画の基準を廃止 | | |
| 道路法 | 24 条の 3 | 都道府県又は市町村が道路管理者である場合の自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金、駐車することができる時間以外の自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関し必要な事項に係る標識の表示基準を、条例に委任 | 参酌 | 都道府県、市町村 |
| | 30 条 2 項 | 都道府県又は市町村が道路管理者である場合の橋等主要な工作物の新設又は改築に当たっての構造の安全性の確認義務を廃止 | | |
| | 48 条の 3 | 都道府県又は市町村が道路管理者である自動車専用道路と道路等の交差の方式を立体交差の方式としなくてもよい場合について、当該道路等の交通量が少ない場合、地形上やむを得ない場合以外の基準を、条例に委任 | 参酌 | 都道府県、市町村 |
| | 48 条の 4 第 4 号(新設) | 都道府県又は市町村が道路管理者である自動車専用道路と連結することができる施設について、道路等(48 条の 4 第 1 号)、利便施設等(48 条の 4 第 2 号)及び連結通路等(48 条の 4 第 3 号)以外の基準を、条例に委任 | 参酌 | 都道府県、市町村 |
| 都市公園法 | 3 条 1 項、 | 都市公園の設置基準(3 条 1 項及び 2 項)を、条例に委任 | 参酌 | 都道府県、 |

| | | | | |
|---------------------------|-----------|--|----|--------------------------------|
| | 2 項 | 都市公園法施行令 (2011/11/28公布) | | 市町村 |
| | 4 条 1 項 | 地方公共団体の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積割合に関する基準を、条例に委任 都市公園法施行令 (動物園又は特別の場合) (2011/11/28公布) | 参酌 | 都道府県、 市町村 |
| 駐車場法 | 8 条 2 項 | 路上駐車場管理者の路上駐車場の駐車料金その他路上駐車場の利用について必要な事項に係る標識の表示に関する基準を条例に委任 | 参酌 | 都道府県、 市町村 |
| 下水道法 | 7 条 | 公共下水道の構造の技術上の基準条例を条例に委任 下水道法施行令 (2011/11/28 公布) | 参酌 | 都道府県、 市町村 |
| | 21 条 2 項 | 終末処理場の維持管理に関する基準を条例に委任 下水道法施行令 (2011/11/28 公布) | 参酌 | 都道府県、 市町村 |
| | 28 条 2 項 | 都市下水路の維持管理に関する基準を条例に委任 下水道法施行令 (2011/11/28 公布) | 参酌 | 都道府県、 市町村 |
| 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 | 20 条 1 項 | 延焼等危険賃貸住宅の代替住宅である公営住宅の入居基準を条例委任 公営住宅法施行令 (2011/12/26公布) | | 都道府県、 市町村 |
| | 21 条 1 項 | 延焼等危険賃貸住宅の代替住宅である特定公共賃貸住宅の入居基準を条例委任 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則 (2011/11/30公布) | | 都道府県、 市町村 |
| マンションの建替えの円滑化等に関する法律 | 118 条 1 項 | 賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅である公営住宅の入居基準を条例委任 公営住宅法施行令 (2011/12/26公布) | | 都道府県、 市町村 |
| | 119 条 1 項 | 賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅である特定公共賃貸住宅の入居基準を条例委任 マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則 (2011/11/30 公布) | | 都道府県、 市町村 |
| | 120 条 1 項 | 賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅である高齢者向け公共賃貸住宅の入居基準を条例委任 マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則 (2011/11/30 公布) | | 都道府県、 市町村 |
| 特定都市河川浸水被害対策法 | 17 条 3 項 | 技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識の表示に関する基準を、条例に委任 特定都市河川浸水被害対策法施行規則 (2011/12/20 公布) | 参酌 | 都道府県、 指定都市、 中核市及び 特例市 |
| | 24 条 1 項 | 保全調整池が存する旨を表示した標識の表示に関する基準を、条例に委任 特定都市河川浸水被害対策法施行規則 (2011/12/20公布) | 参酌 | 都道府県、 指定都市、 中核市及び 特例市 |

②協議、同意、許可・認可・承認の見直し

| 法律名 | 条項 | 改正内容 | 備考 |
|-----------|--------------|--|---|
| 水害予防組合法 | 34 条 3 項、4 項 | 水害予防組合の書記、技術員及びその他の常勤職員の中から組合の会計事務を掌る者を定める場合における都道府県知事の認可を事後届出化 | |
| 水防法 | 32 条 2 項 | 指定水防管理団体の水防計画の策定又は変更に係る都道府県知事への協議を事後届出化 | |
| 道路法 | 25 条 1 項 | 都道府県又は市町村が道路管理者である都道府県道又は市町村道について、橋の通行者又は渡船施設の利用者からの料金の徴収に係る国土交通大臣の許可を廃止し、事後届出化 | |
| | 25 条 5 項 | 25 条 3 項 5 号又は 6 号に掲げる事項を変更しようとする場合における国土交通大臣の許可（同条 5 項）及び同条 3 項 1 号又は 7 号に掲げる事項を変更しようとする場合（同項 5 号又は 6 号に掲げる事項を併せて変更しようとする場合を除く。）における国土交通大臣への協議を廃止し、事後届出化 | |
| 道路整備特別措置法 | 18 条 1 項 | 都道府県道又は市町村道の道路管理者が、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収する場合における国土交通大臣の許可を廃止し、条例委任 | |
| | 18 条 4 項 | 路線名及び工事の区間、料金又は料金の徴収期間（18 条 2 項 1 号、5 号又は 6 号）を変更しようとする場合における国土交通大臣の許可並びに工事方法及び工事予算（同条 2 項 2 号）を変更しようとする場合（同項 1 号、5 号又は 6 号に掲げる事項を併せて変更しようとする場合を除く。）における国土交通大臣への協議を廃止し、事後届出化 | |
| | 19 条 1 項 | 都道府県道又は市町村道の道路管理者が、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収する二以上の道路を一の道路として料金を徴収する場合における国土交通大臣の許可を廃止し届出化 | |
| | 19 条 4 項 | 料金又は料金の徴収期間（19 条 2 項 2 号又は 3 号）を変更しようとする場合における国土交通大臣の許可を廃止し、事後届出化 | |
| | 21 条 4 項 | 料金を徴収する道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとする場合における国土交通大臣への同意を要する協議を廃止し、事後届出化 | |
| | 港湾法 | 12 条 2 項～4 項 | 空港管理者の空港供用規程の策定又は変更に係る国土交通大臣の認可を廃止し、事後届出化。変わりに、空港供用規程は基本方針に適合するものでなければならず、適合しないと認めるときの是正措置（変更命令）を規定 |
| 39 条 | | 地方官吏空港以外の空港管理者に対する是正措置として、12 条 3 項の届出義務違反ないし虚偽の届出に対する罰則規定 | |
| 24 条 3 項 | | 市町村の関連事業計画の作成又は変更に係る都道府県知事への協議を廃止 | |
| 地方住宅供給公社 | 4 条 3 項 | 地方公共団体が地方住宅供給公社に出資しようとする場合における総務大臣への協議を廃止 | |

| | | | |
|----------------------------------|----------|--|--|
| 法 | 27条2項 | 地方住宅供給公社の設立団体の長が地方住宅供給公社の事業計画及び資金計画を承認しようとする場合における国土交通大臣への協議を廃止 | |
| 首都圏近郊緑地保全法 | 8条4項 | 管理協定に管理協定区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項を定める場合における地方公共団体の都県知事（当該土地が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の長）への協議を事前届出化 | |
| | 15条2項 | 都県の緑地保全計画の策定又は変更に係る国土交通大臣への同意を要する協議を廃止 | |
| 流通業務市街地の整備に関する法律 | 3条の2第6項 | 都道府県知事の基本方針の策定に係る主務大臣への協議を廃止 | |
| 近畿圏の保全区域の整備に関する法律 | 3条1項 | 関係府県知事の保全区域整備計画の策定に係る国土交通大臣への同意を要する協議に関し、当該計画の内容のうち、文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に関連して必要とされる道路、公園その他の政令で定める施設の整備に関する事項に係る国土交通大臣への同意を要する協議を事後通知とし（4条3号）、保全区域の整備の基本構想及び土地の利用に関する事項（4条1号・2号）に係る国土交通大臣への同意を要する協議は、廃止 | |
| | 9条4項 | 管理協定に管理協定区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項を定める場合における地方公共団体の府県知事（当該土地が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の長）への協議を事前届出化 | |
| | 16条2項 | 府県の緑地保全計画の策定又は変更に係る国土交通大臣への同意を要する協議を廃止 | |
| 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 | 22条4項 | 地方公共団体が独立行政法人空港周辺整備機構に出資しようとする場合における総務大臣への協議を廃止 | |
| | 40条2項 | 都道府県知事の空港周辺整備計画の策定に係る関係行政機関の長への協議を廃止 | |
| 都市再開発法 | 99条の3第3項 | 地方公共団体の特定建築者の決定に係る国土交通大臣又は都道府県知事の初認を廃止 | |
| | 133条1項 | 施設建築物及び施設建築敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項を定める管理規約の策定に係る地方公共団体の国土交通大臣又は都道府県知事への同意を要する協議を廃止 | |
| 筑波研究学園都市 | | 茨城県知事の周辺開発地区整備計画の作成に係る国土交通大臣への協議を廃止。 *大綱では、「当該計画の内容のうち、公共施設及び公益的施設の整備に関する事 | |

| | | | |
|---------------------------------|-------------|--|--|
| 建設法 | | 項（7条1項2号）及び農業の近代化のための施設の整備に関する事項（7条1項3号）に係る国土交通大臣への協議は、事後報告・届出・通知とし、人口の規模及び土地の利用に関する事項（7条1項1号）に係る国土交通大臣への協議は、廃止 | |
| 地方道路 公社法 | 4条3 項 | 地方公共団体が地方道路公社に出資しようとする場合における総務大臣への協議を廃止 | |
| 日本下水道事業団 法 | 4条5 項 | 地方公共団体が日本下水道事業団に出資しようとする場合における総務大臣への協議を廃止 | |
| 新都市基盤整備法 | 49条1 項 | 市町村の実施計画の策定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議を廃止 *大綱では、「事後報告・届出・通知とする」 | |
| 都市緑地 法 | 4条6 項 | 基本計画に特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項を定める場合における市町村の都道府県知事への同意を要する協議（4条6項）に関し、当該事項の内容のうち、土地の買い入れ及び買い入れた土地の管理に関する事項、管理協定に基づく緑地の管理に関する事項及びその他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項に係る都道府県知事への同意を要する協議を同意を要しない協議化 | |
| | 55条5 項 | 首都圏近郊緑地保全区域及び近畿圏近郊緑地保全区域（緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く）により制限を受ける区域内の土地について締結する市民緑地契約に市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項を定める場合における地方公共団体の都道府県知事（当該土地が指定都市の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市の長）への協議を事前届出化 | |
| 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 | 100条 1項 | 施設住宅及びその敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項を定める管理規約の策定に係る市町村の都道府県知事への同意を要する協議を廃止 | |
| 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法 | 3条6 項 | 都道府県知事の航空機騒音対策基本方針の策定に係る国土交通大臣への同意を要する協議に関し、当該方針の内容のうち、航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な施設、生活環境施設、産業基盤施設その他の施設であって政令で定めるものの整備に関する基本的事項（同条2項3号）に係る国土交通大臣への同意を要する協議を廃止 | |
| 幹線道路の沿道の整備に関する法律 | 10条2 第4項 | 指定都市、中核市又は特例市が沿道整備権利移転等促進計画を定めようとする場合において、幹線道路の沿道の整備に関する法律2条2号に規定する土地の全部又は一部が市街化調整区域内にあり、かつ、権利の移転等が行われた後において、都市計画法29条1項又は同法43条1項の規定による許可を要する行為が行われるこ | |

| | | | |
|--|-----------|--|-----------------------------|
| | | ととなるときに当該沿道整備権利移転等促進計画についての都道府県知事への同意を要する協議を廃止 | |
| 広域臨海環境整備センター法 | 5 条 2 項 | その区域の全部又は一部が広域処理対象区域内にある地方公共団体又は広域処理場整備対象港湾の港湾管理者が広域臨海環境整備センターに出資しようとする場合における総務大臣への協議を廃止 | 環境省と共管 |
| 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律 | 4 条 4 項 | 都道府県の基本計画の策定に係る主務大臣への協議を廃止 | 総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省と共管 |
| 建築物の耐震改修の促進に関する法律 | 5 条 4 項 | 都道府県が都道府県耐震改修促進計画に地方住宅供給公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとする場合における当該地方住宅供給公社の設立団体の長の同意を廃止 | |
| 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 | 13 条 2 項 | 延焼等危険建築物を除却すべきことの勧告をしようとする場合における市町村長の関係都道府県知事への協議及び都道府県知事の関係市町村長への協議を廃止 | |
| | 236 条 1 項 | 地方公共団体の特定建築者の決定に係る国土交通大臣又は都道府県知事の承認を廃止 | |
| | 277 条 1 項 | 地方公共団体の防災施設建築物及び防災施設建築敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項を定める管理規約の策定に係る国土交通大臣又は都道府県知事への同意を要する協議を廃止 | |
| | 291 条 2 項 | 建築主事を置かない市町村の市町村長がその他避難経路の整備又は管理に関する事項に建築物に係る事項を定めた避難経路協定を認可する場合における都道府県知事への同意を要する協議を廃止 | |
| 中心市街地の活性化に関する法律 | 9 条 6 項 | 市町村が基本計画に地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項を定めようとする場合における当該地方住宅供給公社の設立団体の長の同意を廃止 | 内閣官房、内閣府、総務省、農林水産省、経済産業省と共管 |
| マンション | 102 条 3 | 市町村長のマンションの建替えに関する勧告に係る都道府県知事への協議を廃止 | |

| | | | |
|---|-------------|--|--|
| ンの建替 えの円滑 化等に関 する法律 | 項 | | |
| 景観法 | 74 条 4 項 | 市の準景観地区の指定に係る都道府県知事への同意を要する協議を同意を要しない協議化 | |
| | 83 条 2 項 | 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準を定めた景観協定を建築主事を置かない市町村である景観行政団体の長が認可しようとする場合における都道府県知事への同意を要する協議を同意を要しない協議化 | |
| 都市鉄道 等利便増 進法 | 12 条 4 項 | 都道府県の交通結節機能高度化構想の作成又は変更に係る国土交通大臣の同意の内容のうち、交通結節施設の整備に要すると見込まれる期間（12 条 2 項 4 号）、交通結節機能の高度化と一体となってその効果を十分に発揮させるための事業がある時は、その内容（同 9 号）、前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項（同 10 号）を廃止 *大綱では、「都道府県の交通結節機能高度化構想の作成又は変更（12 条 1 項、4 項）に係る国土交通大臣の関与のあり方及び関与の範囲について、地方分権改革推進委員会の第 3 次勧告を踏まえて見直す。具体的な見直し措置の内容については、法改正までに結論を得る。」としている。 | |
| 地域にお ける多様 な需要に 応じた公 的賃貸住 宅等の整 備等に関 する特別 措置法 | 6 条 5 項 | 指定都市、中核市の地域住宅計画に特定優良賃貸住宅の整備に関する事業に関する事項を記載する場合における都道府県知事への同意を要する協議を廃止 | |
| 高齢者、 障害者等 の移動等 の円滑化 の促進に 関する法 律 | 32 条 3 項 | 市町村が国道に係る道路特定事業を実施しようとする場合における主務大臣の認可を同意を要する協議化 | |
| | 43 条 2 項 | 建築主事を置かない市町村の市町村長の移動等円滑化経路協定の認可に係る都道府県知事への同意を要する協議を廃止 | |

③計画の策定及びその手続

| 法律名 | 条項 | 改正内容 | 備考 |
|-----|---------|-------------------------|----|
| 水防法 | 7 条 4 項 | 都道府県の水防計画の要旨の公表義務を努力義務化 | |

| | | | |
|--------------------------------|----------------------|--|--|
| | 32 条 3 項 | 指定水防管理団体の水防計画の要旨の公表義務を努力義務化 | |
| 公営住宅法 | 37 条 2 項 1 号、3 号、5 号 | 地方公共団体の公営住宅建替事業に関する計画の内容のうち、事業を施行する土地の面積、事業により新たに整備すべき公営住宅の構造及び国土交通省令で定める事項に係る規定を廃止 | |
| 離島振興法 | 4 条 1 項 | 関係都道府県の離島振興計画の策定義務を廃止し努力義務化 | |
| | 4 条 2 項 1 号・11 号 | 離島振興計画の内容のうち、離島の振興の基本的方針に関する事項及び離島の振興に関し必要な事項に係る規定を削除 | |
| 土地区画整理法 | 87 条 1 項 5 号 | 道府県又は市町村が施行する土地区画整理事業の換地計画の内容のうち、国土交通省令で定める事項の廃止 | |
| 駐車場法 | 4 条 1 項 | 市町村の駐車場整備計画の策定義務を廃止し、「できる」規定化 | |
| | 4 条 2 項 1 号～5 号 | 駐車場整備計画の内容のうち、路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する基本方針、路上駐車場及び路外駐車場の整備の目標年次及び目標量、目標量を達成するために必要な路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する施策、地方公共団体の設置する路上駐車場で駐車場整備地区内にある路外駐車場によっては満たされない自動車の駐車需要に応ずるため必要なものの配置及び規模並びに設置主体並びに主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要に係る規定を例示化 | |
| | 4 条 4 項 | 駐車場整備計画の公表義務を努力義務化 | |
| 地すべり等防止法 | 24 条 4 項 | 市町村の関連事業計画の公表義務努力義務化 | |
| 豪雪地帯対策特別措置法 | 6 条 2 項 1 号、8 号 | 府県豪雪地帯対策基本計画の内容のうち、豪雪地帯の振興に関する基本的な事項及び豪雪地帯対策に関し必要な事項に係る規定を廃止 *代わりに、豪雪地帯の振興の基本方針に関する事項を定める努力義務を規定（改正法 6 条 3 項）。 | |
| 共同溝の整備等に関する特別措置法 | 6 条 2 項 | 都道府県又は市町村である道路管理者の共同溝整備計画作成事項を例示化 *大綱では、位置及び名称並びに構造に係る規定（6 条 2 項 1 号及び 2 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化としている。 | |
| | 7 条 2 項 | 共同溝の占用予定者の意見書に係る意見を採用すべきであると認める場合における都道府県又は市町村である道路管理者の共同溝整備計画の修正義務を廃止 | |
| | 7 条 3 項 | 共同溝の占用予定者による占用の申請の取下げにより共同溝整備計画の変更を必要とする場合における都道府県又は市町村である道路管理者の共同溝整備計画の変更に係る計画修正義務を廃止 | |
| 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法 | 3 条 1 項 | 関係府県の近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の策定義務を努力義務化 | |
| | 4 条 1 項 1 号～3 号 | 近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の大綱の内容のうち、人口の規模及び労働力の需給に関する事項、産業の業種、規模等に関する事項及び土地の利用に関する事項に係る規定を努力義務化（新設 2 項） | |

| | | | |
|-----------------------------------|------------|---|--|
| 律 | | | |
| 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 | 6条2項 | 府県の特別保存地区である旨を表示方法に係る標識の設置を例示化 | |
| 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律 | 4条1項 | 都道府県公安委員会及び都道府県又は市町村である道路管理者の特定交通安全施設等整備事業の実施計画の作成義務を廃止 | |
| 流通業務市街地の整備に関する法律 | 3条の2第1項 | 都道府県の基本方針の策定義務に係る規定を「できる」規定化 | |
| | 3条の2第2項・3項 | 基本方針の内容に係る規定を例示化 | |
| | 3条の2第9項 | 基本方針の公表義務を努力義務化 | |
| 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律 | 3条1項 | 関係県の都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画又は保全区域整備計画の策定義務を「できる」規定化 | |
| | 3条3項 | 都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画又は保全区域整備計画の公表義務を努力義務化 | |
| | 4条1号～4号 | 都市整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の内容のうち、都市整備区域又は都市開発区域の整備及び開発の基本構想、人口の規模及び労働力の需給に関する事項、産業の業種、規模等に関する事項並びに土地の利用に関する事項を努力義務化 | |
| | 5条1号～3号 | 保全区域整備計画の大綱の内容のうち、保全区域の整備の基本構想、土地の利用に関する事項は努力義務化し（新設2項）、観光資源の保全もしくは開発、緑地の保全又は文化財の保存に関連して必要とされる道路、公園その他の政令で定める施設の整備に関する事項は廃止 *5条3号の改正は大綱には不存在 | |
| 近畿圏の保全区域の整備に関する法律 | 3条1項 | 関係府県の保全区域整備計画の策定義務を「できる」規定化 | |
| | 3条3項 | 保全区域整備計画の公表義務を努力義務化 | |
| | 4条1号～3号 | 保全区域整備計画の内容のうち、保全区域の整備の基本構想及び土地の利用に関する事項は努力義務化し（新設2項）、文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保存もしくは開発に関連して必要とされる道路、公園その他の政令で定める施設の整備に関する事項は廃止 *4条3号の改正は大綱には不存在 | |
| 公共用飛行場周辺における航空機騒音に | 9条の3第2項 | 都道府県の空港周辺整備計画の内容に係る規定を例示化 | |

| | | | |
|----------------|---|--|----------------|
| よる障害の防止等に関する法律 | | | |
| 都市計画法 | 6条の2第2項 | 都道府県の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の内容のうち、都市計画の目標、土地利用並びに都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針に係る規定を努力義務化 | |
| | 7条の2第1項 | 都道府県の都市再開発方針等に関する都市計画の策定義務に係る規定を「できる」規定化 | |
| | 8条1項・2項 | 都道府県又は市町村の都市計画区域及び準都市計画区域についての地域地区に関する都市計画の策定義務に係る規定を「できる」規定化 | |
| | 8条3項3号 | 地域地区に関する都市計画の内容のうち、「その他政令で定める事項」を「面積その他政令で定める事項」に改正し、努力義務化 | 大綱には面積に係る言及はない |
| | 10条の2第1項 | 市町村の促進区域に関する都市計画の策定義務を「できる」規定化 | |
| | 10条の2第2項 | 促進区域に関する都市計画の内容のうち、その他政令で定める事項に係る規定は努力義務化 | |
| | 10条の3第1項 | 遊休土地転換利用促進地区の策定義務に係る規定を「できる」規定化 *大綱言及なし | |
| | 10条の3第2項 | 市町村の遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画の内容のうち、その他政令で定める事項に係る規定を努力義務化 | |
| | 10条の4第1項 | 市町村の被災市街地復興推進地域に関する都市計画の策定義務に係る規定を「できる」規定化 | |
| | 10条の4第2項 | 被災市街地復興推進地域に関する都市計画の内容のうち、その他政令で定める事項に係る規定を努力義務化 | |
| | 11条1項 | 都道府県又は市町村の都市施設に関する都市計画の策定義務を「できる」規定化 | |
| | 11条2項 | 都市施設に関する都市計画の内容のうち、その他政令で定める事項に係る規定を努力義務化 | |
| | 12条1項 | 都道府県又は市町村の市街地開発事業に関する都市計画の策定義務を「できる」規定化 | |
| | 12条2項 | 市街地開発事業に関する都市計画の内容のうち、その他政令で定める事項に係る規定を努力義務化 | |
| | 12条の2第1項 | 都道府県の市街地開発事業等予定区域に関する都市計画の策定義務を「できる」規定化 | |
| 12条の2第2項 | 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画の内容のうち、その他政令で定める事項に係る規定を努力義務化 | | |
| 12条の4第1項 | 市町村の地区計画等に関する都市計画の策定義務を「できる」規定化 | | |

| | | | |
|---------------------|-----------------------|---|--------|
| | 1 項 | | |
| | 12 条の 4 第 2 項 | 地区計画等に関する都市計画の内容のうち、その他政令で定める事項に係る規定を努力義務化 | |
| | 12 条の 5 第 2 項 1 号・2 号 | 市町村の地区計画に関する都市計画の内容のうち、当該地区計画の目標並びに当該区域の整備、開発及び保全に関する方針に係る規定を努力義務化 | |
| | 12 条の 5 第 5 項 1 号 | 再開発等促進区又は開発整備促進区を定める市町村の地区計画に関する都市計画の内容のうち、土地利用に関する基本方針に係る規定を努力義務化 | |
| | 12 条の 5 第 7 項 3 号・4 号 | 市町村の地区整備計画に関する都市計画の内容のうち、現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項及び土地の利用に関する事項で政令で定めるものに係る規定（12 条の 5 第 7 項 3 号及び 4 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化 | |
| | 20 条 2 項 | 都道府県及び市町村が都市計画を決定した場合における都市計画の縦覧の方法に係る規定を例示化 | |
| 都市再開発法 | 2 条の 3 第 1 項・第 2 項 | 都道府県の都市再開発の方針に関する都市計画の策定義務に係る規定を、都市計画法 7 条 1 項に規定する市街化区域については努力義務化し、それ以外の市街化区域については「できる」規定化 | |
| | 5 条 | 第一種市街地再開発事業又は第二種市街地再開発事業に関する都市計画における当該市街地再開発事業により確保されるべき住宅の戸数その他住宅建設の目標の策定義務に係る規定を「できる」規定化 | |
| 筑波研究学園都市建設法 | 7 条 1 項 | 周辺開発地区整備計画の内容のうち、人口の規模及び土地の利用に関する事項に係る規定を努力義務化 | |
| | 8 条 1 項 | 茨城県知事の周辺開発地区整備計画義務を努力義務化 | 大綱言及なし |
| | 8 条 3 項 | 周辺開発地区整備計画の公表義務を努力義務化 | |
| 新都市基盤整備法 | 49 条 1 項 | 地方公共団体の実施計画の策定義務を「できる」規定化 | |
| 都市モノレールの整備の促進に関する法律 | 3 条 | 市モノレールのうちその路線が都市計画区域内に存する部分についての地方公共団体の都市計画の策定義務努力義務化 | |
| 都市緑地法 | 4 条 2 項 | 市町村の基本計画の内容のうち、緑地の保全及び緑化の目標並びに緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項に係る規定を目的程度の内容へ大枠化 | |
| | 4 条 4 項 | 基本計画を定める場合における公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置に係る規定を努力義務化 | |
| | 4 条 7 項 | 基本計画の公表に係る規定を努力義務化 | |
| | 6 条 2 項 2 | 都道府県の緑地保全計画の内容のうち、8 条の規定による行為の規制又は措 | |

| | | | |
|---------------------------------|--------|---|--------|
| | 号 | 置の基準（6条1項）以外の事項に係る規定を「できる」規定化 | |
| | 7条1項 | 都道府県の緑地保全地域である旨を表示した標識の設置に係る規定を例示化 | |
| 生産緑地法 | 6条1項 | 市町村の生産緑地地区である旨を表示した標識の設置に係る規定を例示化 | |
| 国土利用計画法 | 7条5項 | 都道府県計画の要旨の公表に係る規定を努力義務化 | |
| | 8条4項 | 市町村計画を定める場合における公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置に係る規定を努力義務化 | |
| | 8条5項 | 市町村計画の要旨の公表に係る規定を努力義務化 | |
| | 9条13項 | 都道府県の土地利用基本計画の要旨の公表に係る規定を努力義務化 | |
| 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 | 4条1項 | 都道府県の住宅市街地の開発整備の方針に関する都市計画の内容に係る規定を努力義務化 | |
| | 5条2項 | 市町村の土地地区画整理促進区域に関する都市計画の内容のうち、住宅市街地としての開発の方針に係る規定を努力義務化 | |
| | 12条 | 町村の特定土地地区画整理事業の事業計画の内容のうち、施行地区の面積に係る部分を廃止 | |
| | 24条2項 | 市町村の住宅街区整備促進区域に関する都市計画の内容のうち、住宅街区としての整備の方針に係る規定を努力義務化 | |
| | 73条6号 | 市町村が施行する住宅街区整備事業の換地計画の内容のうち、国土交通省令で定める事項に係る規定を廃止 | |
| 国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律 | 3条1項 | 国際観光文化都市の事業計画の策定義務に係る規定を「できる」規定化 | |
| | 3条2項 | 事業計画の内容のうち、流動人口の状況に係る規定を廃止 | |
| 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法 | 3条2項3号 | 都道府県の航空機騒音対策基本方針の内容のうち、生活環境施設、産業基盤施設その他の施設であって政令で定めるものの整備に関する基本的事項に係る規定を廃止し、航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な施設及び航空機の騒音により生ずる障害の防止に配慮した土地利用を図るための施設の整備に関する基本的事項を定めることを努力義務化（改正法3条3項） | |
| 幹線道路の沿道の整備に関する法律 | 7条1項 | 都道府県又は市町村である沿道整備道路の道路管理者及び都道府県公安委員会の道路交通騒音減少計画の策定義務を「できる」規定化 | 警察庁と共管 |
| | 7条2項 | 道路交通騒音減少計画の内容に係る規定を大枠化 | |
| | 7条3項 | 道路交通騒音減少計画の公表に係る規定を努力義務化 | |
| | 9条2項1号 | 市町村の沿道地区計画に関する都市計画の内容のうち、沿道の整備に関する方針に係る規定を努力義務化（改正法9条2項2号） | |
| | 9条4項1号 | 沿道再開発等促進区を定める市町村の沿道地区計画に関する都市計画の内容のうち、土地利用に関する基本方針に係る規定を努力義務化（改正法9 | |

| | | | |
|-------------------------------------|-----------------|--|--------------------|
| | | 条4項2号) | |
| | 9条6項 | 市町村の沿道地区整備計画に関する都市計画の内容の事項に係る規定を「できる」規定化 *大綱では、「現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項及び土地の利用に関する事項その他の沿道の整備に関する事項で政令で定める事項に係る規定（9条6項3号及び4号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。」としている。 | |
| | 10条の2第2項7号 | 町村の沿道整備権利移転等促進計画の内容のうち、「その他国土交通省令で定める事項に係る規定」を「その他権利の移転等に係る法律関係に関する事項として国土交通省令で定める事項に係る規定」とした。 *大綱では、「廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化」としている。 | |
| 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法 | 4条3項 | 明日香村整備計画の内容を大枠化 *大綱では、「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備その他歴史的風土の保存と調和が保たれる地域振興に関する事項で特に必要と認められるものに係る規定（4条3項11号）に関し、その他歴史的風土の保存と調和が保たれる地域振興に関する事項で特に必要と認められるものに係る内容については、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化」としている。 | |
| 半島振興法 | 4条1項1号・10号 | 関係都道府県の半島振興計画の内容のうち、振興の基本的方針に関する事項は努力義務化し（改正法4条2項）、半島振興に関し必要な事項に係る規定は廃止 *大綱ではいずれに関しても「廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化」としている。 | 総務省、農林水産省と共管 |
| 総合保養地域整備法 | 5条2項2号・3号・6号・8号 | 都道府県の基本構想の内容のうち、整備の方針に関する事項、重点整備地区の区域ごとの整備の方針に関する事項、整備の一環として推進すべき産業の振興に関する事項及び自然環境の保全との調和、農林漁業の健全な発展との調和、居住機能との調和、観光業の健全な発展、地価の安定その他整備に際し配慮すべき事項に係る規定を努力義務化（改正法5条3項） | 総務省、農林水産省、経済産業省と共管 |
| | 5条6項 | 整備に関する基本構想の公表に係る規定を努力義務化 | |
| 関西文化学術研究都市建設促進法 | 5条1項 | 関係府県の建設計画の策定義務に係る規定を努力義務化 | |
| | 5条3項 | 建設計画の公表に係る規定を努力義務化 | |
| | 6条1項2号・7号 | 建設計画の内容のうち、各文化学術研究地区の区域内の人口の規模及び土地の利用に関する事項を努力義務化し（改正法6条2項）、その他関西文化学術研究都市の建設に関する事項に係る規定（6条1項7号）を廃止 *大綱では、7号のみ言及 | |
| 多極分散型国土形成促進法 | 7条2項2号・7号 | 都道府県の振興拠点地域基本構想の内容のうち、開発整備の方針に関する事項及び環境の保全、地価の安定その他開発整備に際し配慮すべき事項に係る規定を努力義務化（改正法7条3項） | |
| | 8条3項 | 振興拠点地域基本構想が主務大臣の同意を得た場合の公表義務を努力義務 | |

| | | | |
|--|------------------|--|--------------------------|
| | | 化 *大綱言及なし | |
| | 23条2項2号・7号 | 都県の業務核都市基本構想の内容のうち、整備の方針に関する事項及び環境の保全、地価の安定その他整備に際し配慮すべき事項に係る規定を努力義務化（改正法23条3項） | |
| | 24条3項 | 業務核都市基本構想の公表に係る規定を努力義務化 | |
| 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法 | 4条3項7号 | 都府県の基本計画の内容のうち、宅地開発と鉄道整備との一体的推進のために必要な事項に係る規定を廃止 | |
| | 4条8項 | 基本計画を総務大臣及び国土交通大臣に協議する場合における総務省令・国土交通省令で定める図書の添付義務を廃止 | |
| | 13条5項 | 地方公共団体が施行する一体型土地区画整理事業の事業計画の変更及び鉄道施設区の廃止義務に係る規定を廃止 | |
| 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 | 6条2項1号・6号 | 関係市町村又は関係市町村により組織される一部事務組合若しくは広域連合の基本計画の内容のうち、指定地域に係る整備の方針に関する事項及びその他当該指定地域に係る整備に関し必要な事項に係る規定を努力義務化（改正法6条3項） | |
| | 6条8項 | 基本計画の公表に係る規定を努力義務化 | |
| | 19条2項 | 都道府県又は市町村の拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域に関する都市計画の内容のうち、拠点業務市街地としての開発整備の方針に係る規定を努力義務化 | |
| | 26条 | 都道府県又は市町村の拠点整備土地区画整理事業の事業計画の内容のうち、事業を施行する土地の区域に係る規定のうちの面積規定を廃止 | |
| 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律 | 4条2項2号～4号 | 都道府県の基本計画の内容のうち、活用行事において活用される地域伝統芸能等に関する事項、活用行事の実施主体、実施場所、実施期間及び実施内容に関する基本的な事項、特定事業に関する基本的な事項を廃止 | 大綱では、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化 |
| | 4条6項 | 基本計画の公表に係る規定を努力義務化 | |
| 大阪湾臨海地域開発整備法 | 7条3項 | 関係府県の大阪湾臨海地域又は関連整備地域の整備計画の公表に係る規定を努力義務化 | |
| | 8条1項2号～4号・7号～10号 | 大阪湾臨海地域に係る整備計画の内容のうち、整備等の目標、人口の規模及び土地の利用に関する事項、開発地区の区域ごとの整備の方針に関する事項、産業構造の高度化に関する事項、環境の保全に関する事項、国際交流、教養文化活動等の活動に関する事項並びに地価の安定、災害の防止その他大阪湾臨海地域の整備に際し配慮すべき事項に係る規定を努力義務化（改正法8条2項） | |

| | | | |
|---------------------------|--------------|---|---|
| | | *大綱では、開発地区の区域ごとの整備の方針に関する事項は含まれていない。 | |
| | 8条2項2号・4号・5号 | 関連整備地域に係る整備計画の内容のうち、整備等の目標、公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設の整備に関する事項、産業構造の高度化に関する事項、環境保全に関する事項、国際交流、教養文化活動等の活動に関する事項、地価の安定、災害の防止その他関連整備地域の整備に際し配慮すべき事項に係る規定を努力義務化（改正法8条4項） | 大綱では、災害の防止その他関連整備地域の整備に際し配慮すべき事項だけを言及 |
| 被災市街地復興特別措置法 | 5条2項 | 市町村の被災市街地復興推進地域に関する都市計画の内容のうち、緊急復興方針に係る規定（5条2項）を努力義務化 | |
| 電線共同溝の整備等に関する特別措置法 | 5条2項 | 都道府県又は市町村である道路管理者の電線共同溝整備計画の策定義務に係る規定を「できる」規定化 | |
| 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 | 3条1項 | 都道府県の防災街区整備方針に関する都市計画の内容に係る規定を「できる」規定化 | |
| | 32条2項1号 | 市町村の防災街区整備地区計画に関する都市計画の内容のうち、当該防災街区整備地区計画の目標その他当該区域の整備に関する方針に係る規定を廃止 | |
| | 32条3項 | 市町村の特定建築物地区整備計画に関する都市計画の内容のうち、防災街区整備地区計画の目的を達成するため必要な事項に係る規定を「できる」規定化 | |
| | 32条4項 | 市町村の防災街区整備地区整備計画に関する都市計画の内容のうち、現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項及び土地の利用に関する事項で政令で定める事項に係る規定を「できる」規定化 | 大綱では、32条4項3号及び4号は、廃止、例示化又は目的程度の内容に大枠化する |
| | 34条2項7号 | 防災街区整備権利移転等促進計画の内容のうち、「その他国土交通省令で定める事項」を「 <u>その他権利の移転等に係る法律関係に関する事項として国土交通省令で定める事項</u> 」とし、「できる」規定化 | 大綱言及なし |
| 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観 | 4条5項 | 都道府県の外客来訪促進計画の公表に係る規定を努力義務化 | |

| | | | |
|-----------------------|------------|---|--|
| 光の振興に関する法律 | | | |
| 中心市街地の活性化に関する法律 | 17条1項 | 主要な路外駐車場の整備に関する事項が定められた基本計画について内閣総理大臣の認定を受けた市町村が、当該事項の内容に即して位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を明らかにした路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めた駐車場整備計画を策定する義務に係る規定を「できる」規定化し、市町村の駐車場整備計画の内容に係る規定を大枠化 | 内閣官房、内閣府、総務省、農林水産省、経済産業省と共管 |
| 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法 | 12条2項 | 事業者（当該事業者が地方公共団体である場合に限る。）の事業概要書の縦覧の期間を大枠化 | 大綱では、機関及び場所に係る規定の廃止又は例示化 |
| 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 | 4条1項・2項 | 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針の都道府県知事による策定義務に係る規定を「できる」規定化し、指針の公表に係る規定の公表を努力義務化した。 | 環境省と共管、大綱では、「地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえ見直す。具体的な見直し措置の内容については、法改正までに結論を得る」 |
| 都市再生特別措置法 | 41条1項 | 計画提案を踏まえた都市計画決定権者の都市計画の決定若しくは変更又は計画提案した者への通知に関する処理期間を延長することができ、その場合、計画提案をした者に対する通知を義務化（改正法41条2項） *大綱では、「計画提案を踏まえた都市計画決定権者の都市計画の決定若しくは変更又は計画提案した者への通知に関する処理期間に係る規定（41条1項）は、廃止又は例示化」としている。 | |
| | 46条2項2号・7号 | 市町村の都市再生整備計画の内容のうち、都市再生整備計画の目標及びその他国土交通省令で定める事項に係る規定を廃止 | |
| | 46条14項 | 市町村の都市再生整備計画を定める場合における市町村都市再生整備協議会の意見聴取に係る規定を廃止 | 大綱では、廃止又は努力・配慮義務 |

| | | | 務化 |
|-------------------------------------|----------------|--|--------------------|
| 景観法 | 8条2項2号・6号 | 景観行政団体の景観計画の内容のうち、その他国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定める事項に係る規定を廃止し、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針は努力義務化（新設8条3項） | |
| 都市鉄道等利便増進法 | 12条2項4号・9号・10号 | 交通結節機能高度化構想の内容のうち、交通結節施設の整備に要すると見込まれる期間（12条2項4号）、交通結節機能の高度化と一体となってその効果を十分に発揮させるための事業がある時は、その内容（同9号）、前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項を努力義務化（新設12条3項） | * 大綱では、法改正までに結論を得る |
| | 14条2項11号 | 交通結節機能高度化計画の内容のうち、国土交通省令で定める事項に係る規定を廃止。 | |
| 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法 | 6条2項1号・5号 | 地方公共団体の地域住宅計画の内容のうち、地域住宅計画の目標及び国土交通省令で定める事項に係る規定を廃止 | |
| 住生活基本法 | 17条3項 | 都道府県計画を策定する場合における住民の意見を反映させるために必要な措置に係る規定を努力義務化 | |
| | 17条7項 | 都道府県計画の公表に係る規定を努力義務化 | |
| 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 25条2項1号 | 市町村の移動等円滑化基本構想の内容のうち、重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針に係る規定を努力義務化（改正法25条3項） | |
| | 25条7項 | 移動等円滑化基本構想の作成における特定事業に関する事項に係る協議会における協議を廃止 | |
| | 27条2項 | 移動等円滑化基本構想の作成又は変更の提案を受けた場合における市町村の採否の公表義務を当該提案者に対する通知義務化 | 大綱では、廃止又は努力・配慮義務化 |
| | 31条6項 | 都道府県又は市町村である道路管理者の道路特定事業計画の公表に係る規定を努力義務化 | |
| | 34条5項 | 地方公共団体である公園管理者等の都市公園特定事業計画の公表に係る規定を努力義務化 | |
| | 36条5項 | 公安委員会の交通安全特定事業計画の公表義務を努力義務化 | 大綱言及なし |
| 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律 | 5条2項1号・6号 | 都道府県の広域的地域活性化基盤整備計画の内容のうち、広域的地域活性化基盤整備計画の目標に関する規定は廃止し、広域的地域活性化のための基盤整備を推進するために必要な事項であって国土交通省令で定めるものに係る規定は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する方針を定める | |

| | | | |
|--------------------------|------------|---|--------|
| | | ことを努力義務化（改正法5条3項） | |
| 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 | 11条1項 | 地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項が定められた軌道運送高度化実施計画について国土交通大臣の認定の通知を受けた市町村が、当該事項の内容に即して位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を明らかにした路外駐車場の整備に関する事業計画の概要に関する駐車場整備計画を策定する義務に係る規定を「できる」規定化し、市町村の駐車場整備計画の内容に係る規定を大枠化 | 総務省と共管 |
| | 16条1項 | 地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項が定められた道路運送高度化実施計画について国土交通大臣の認定の通知を受けた市町村が、当該事項の内容に即して位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を明らかにした路外駐車場の整備に関する事業計画の概要に関する駐車場整備計画を策定する義務に係る規定を「できる」規定化し、市町村の駐車場整備計画の内容に係る規定を大枠化 | |
| 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 | 5条6項 | 市町村は、歴史的風致維持向上計画を作成に当たっての公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる義務を努力義務化 | 大綱言及なし |
| | 5条11項 | 歴史的風致維持向上計画に対する主務大臣の認定の通知の公表義務を努力義務化 | 大綱言及なし |
| | 9条3項 | 認定歴史的風致維持向上計画の認定取消の通知の公表義務を努力義務化 | 大綱言及なし |
| | 26条1項 | 認定市町村は、歴史的風致維持向上計画が同条第八項の認定を受けた場合の、駐車場整備計画における特定路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を大枠化し、「できる」規定化 | 大綱言及なし |
| | 31条2項1号～3号 | 歴史的風致維持向上地区計画の内容のうち、当該歴史的風致維持向上地区計画の目標、当該区域の土地利用に関する基本方針、当該区域の整備及び保全に関する方針を努力義務化（改正法31条2項2号～4号） | 大綱言及なし |
| | 31条4項 | 歴史的風致維持向上地区整備計画の内容に関する規定を「できる」規定化 | 大綱言及なし |

（2）基礎自治体への権限移譲

| 法律名 | 条項 | 委譲した権限 | 移譲先（注） |
|-------|-------|-----------------------------|----------|
| 都市計画法 | 15条1項 | 都市計画の決定（地域地区：一般市町村） | 都道府県→市町村 |
| | | 都市計画の決定（都市施設：一般市町村） | 都道府県→市町村 |
| | | 都市計画の決定（市街地開発事業：一般市町村） | 都道府県→市町村 |
| | | 都市計画の決定（市街地開発事業等予定区域：一般市町村） | 都道府県→市町村 |

| | | | |
|----------------------------------|----------------------------|--|-------|
| 土地区画整理法 | 76条1項・4項 | 土地区画整理事業施行地区内の建築行為等の許可、原状回復命令等 | 特例市→市 |
| 駐車場法 | 12条、13条1項・4項、14条、18条1項、19条 | 路外駐車場設置等の届出受理、立入検査、是正命令等 | 特例市→市 |
| 住宅地区改良法 | 9条1項・4項 | 改良地区内の建築行為等の許可、原状回復命令等 | 特例市→市 |
| 流通業務市街地の整備に関する法律 | 5条1項、6条1項 | 流通業務地区内の施設建設等の許可、違反施設の移転等の命令 | 中核市→市 |
| 都市計画法 | 53条1項、65条1項、80条～82条 | 都市計画施設区域及び市街地開発事業施行区域内の建築の許可、都市計画事業地内の建築等の許可等 | 特例市→市 |
| 都市再開発法 | 7条の4第1項、7条の5第1項、66条1項・4項 | 市街地再開発促進区域内の建築の許可、第一種市街地再開発事業施行地区内の建築行為等の許可等 | 特例市→市 |
| 都市緑地法 | 8条1項・2項、9条1項、11条1項・2項 | 緑地保全地域等における行為の規制、原状回復命令、立入検査等 | 特例市→市 |
| 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 | 7条1項、26条1項、67条1項、104条1項 | 住宅街区整備事業施行地区内等の建築行為等の許可、原状回復命令等 | 特例市→市 |
| 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 | 21条1項・6項 | 拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域内の建築行為等の許可、原状回復命令等 | 特例市→市 |
| 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 | 2条1項、8条、10条、11条1項 | 特定優良賃貸住宅の供給計画の認定、報告徴収、改善命令等 | 中核市→市 |
| 被災市街地復興特別措置法 | 7条1項・5項 | 被災市街地復興推進地域内の建築行為の許可、原状回復命令等 | 特例市→市 |
| 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 | 197条1項・4項、283条1項、283条3項 | 防災街区整備事業施行地区内の建築行為等の許可、施行予定者が定められている防災都市計画施設区域内の建築の許可等 | 特例市→市 |
| マンションの建替えの円滑化等に関する法律 | 9条1項、45条1項、57条1項、98条、99条 | マンション建替組合設立の認可、個人施行のマンション建替事業の認可、監督等 | 特例市→市 |
| 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 12条1項・3項、53条2項 | 特定路外駐車場設置の届出受理、基準適合命令、立入検査 | 特例市→市 |
| 公有地の拡大の推進に | 4条1項、5条1項、 | 土地を譲渡する場合の届出及び土地買取りの申出受理、協議 | 中核市→市 |

| | | | |
|-------|---------|------------------------|---------------|
| 関する法律 | 6条1項・3項 | を行う団体の決定等 | |
| 都市計画法 | 7条 | 都市計画の決定（区域区分：指定都市） | 都道府県→ 指定都市 |
| 都市計画法 | 7条の2 | 都市計画の決定（都市再開発方針等：指定都市） | 都道府県→ 指定都市 |
| 都市計画法 | 11条1項 | 都市計画の決定（都市施設：指定都市） | 都道府県→ 指定都市 |

（注）指定都市：指定都市、中核市：指定都市・中核市、特例市：指定都市・中核市・特例市、市：すべての市、市町村：すべての市町村

5. コメント

すでに平成12年度施行の地方分権一括法によって、都道府県知事の権限に属する事務の一部を都道府県条例の定めるところにより市町村が処理することができる制度（地方自治法第252条の17の2等、「条例による事務処理特例制度」）が導入されていたが、本改正は、「個々の基礎自治体は規模、地理的条件等の事情が異なるため、事務事業によっては、一部の基礎自治体において体制整備を進めたとしてもなお自ら担うことが難しい場合、複数の地方自治体間で協力し担うことがより効率的かつ質的向上にも資すると判断される場合があることが想定される。こうした事情を危惧して現行の事務配分を維持せざるを得ないと考えるべきではなく、むしろ、広域的な連携の仕組みを積極的に活用することにより補完していくことを前提として、新たな事務配分を構築すべきである。」という考え方に立つものであり、そのためには、「都道府県から市町村への権限移譲にあたっては、移譲に伴う必要な財源措置を地方税、地方交付税等を通じて確実に講ずるとともに、移譲される権限にあわせた人的支援についても適切に対応することが不可欠である。」としている。（地方分権改革推進委員会第1次勧告（平成20年5月28日））

基礎自治体への権限移譲の目玉ともいえるのが、都市計画決定とまちづくり・土地利用規制分野であり、この分野に関する基礎自治体の対応及び国の支援体制の整備に今後注目する必要がある。

第2次一括法において地域主権戦略大綱で掲げていた内容に関してはほとんど対応措置を講じたといえることができる。ただし、改正の内容が必ずしも地域主権戦略大綱の内容と一致しているわけではない。この点は、大綱の表現が義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲を類型化し共通するような表現を用いていることと、改正の際の法律条項相互間の整合性を保つためである。

そして、大綱には言及がないが、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲に関わる改正も多数含まれている。これは、同じような内容とのバランスを考えた結果であると推測される。

条例委任事項に係る国の基準に関して、「従うべき」基準が多数存在する厚生労働省関連法律と比べて、国道交通省関連法律においてはすべて「参酌」基準となっていることが目立つ。この点は、改正法律の中で、ナショナルミニマムの確保が要求される事項が少なかったことを理由として挙げるができる。

地域主権戦略大綱で掲げていた内容のうち、法改正の必要性がないもの（「条例を制定することが許容されていることを、地方公共団体へ周知を図る」とされているもの）や第2次一括法に先立って個別法

の改正で対応したもの（踏切道改良促進法）以外に、対応措置が取られていない部分は以下のとおりである。

①都市再開発法 75 条 1 項 「権利変換計画は、災害を防止し、衛生を向上し、その他居住条件を改善するとともに、施設建築物及び施設建築敷地の合理的利用を図るよう定めなければならない。」

→3 次勧告を踏まえて見直す。具体的な見直し措置の内容は法改正までに結論を得る

②密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 206 条 1 項 「権利変換計画は、特定防災機能を確保し、都市環境を改善するとともに、防災施設建築物、防災施設建築敷地及び個別利用区内の宅地の合理的利用を図るよう定めなければならない。」

→廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化

③都市鉄道等利便促進法 14 条 1 項 「協議会において、同意交通結節機能高度化構想に基づいて、国土交通省令で定めるところにより、当該同意交通結節機能高度化構想に係る交通結節機能の高度化を図るための計画（以下「交通結節機能高度化計画」という。）を作成したときは、その作成に係る合意をした構成員は、国土交通省令で定めるところにより、共同で、国土交通大臣の認定を申請することができる。」

12 項 「第一項に規定する構成員は、前項の規定により認定を受けた交通結節機能高度化計画（以下「認定交通結節機能高度化計画」という。）を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、共同で、国土交通大臣の認定を受けなければならない。」

→3 次勧告を踏まえて見直す。具体的な見直し措置の内容は法改正までに結論を得る

④道路法 15 条「都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。」

→町村が、都道府県に協議し、その同意を得て当該町村の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができることとする。